

令和7年 第3回上島町議会定例会会議録		
招集年月日	令和7年9月9日（火）	
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場	
開 会	令和7年9月9日 午前9時00分宣告	
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1番 尾 藤 俊 輔 2番 宮 畑 周 平 3番 本 田 志 摩 4番 徳 岡 誠 5番 上 村 建 太 6番 濱 田 和 保 7番 徳 永 貴 久 8番 藤 田 徹 也 9番 亀 井 文 男 10番 濱 田 高 嘉 11番 藏 谷 重 文 12番 前 田 省 二
不応招議員	なし	
出 席 議 員	応招議員のとおり	
欠 席 議 員	なし	
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1 町 長 2 副 町 長 3 教 育 長 4 総 務 部 長 5 健康福祉部長 6 消 防 長 7 総 務 課 長 8 企画情報課長 9 出 納 室 長 10 住 民 課 長 11 健康推進課長 12 建 設 課 長 13 農林水産課長 14 観光戦略課長 15 公営事業課長 16 魚 島 支 所 長 17 学校教育課長 18 生涯学習課長	上 村 俊 之 村 上 和 彦 清 水 伸 田 房 良 和 今 井 稔 小 林 俊 則 坂 上 将 人 檜 垣 明 宏 藤 田 直 弥 梨 木 善 彦 竹 林 佳 子 山 本 九十九 黒 瀬 智 貴 後 藤 隆 宏 茂 木 昭 彦 大 林 卓 也 山 本 勝 幸 柏 原 利 昭

議員・職員 以外で会議 に出席 した者		上島町代表監査委員	村 上 修
会議に職務 のため出席 した者の 職 氏 名	1 2	議会事務局 局 長 議会事務局 課長補佐	岡 本 恭 典 田 房 聡 子
町長提出議 案 の 題 目	1 報告事項第3号 令和6年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 2 令和6年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 3 令和6年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 4 令和6年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 5 令和6年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 6 令和6年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 7 令和6年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 8 令和6年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 9 令和6年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 10 令和6年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 11 令和6年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 12 令和6年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 13 令和6年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 14 令和6年度上島町下水道事業会計歳入歳出決算認定について 15 令和6年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 16 上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例 17 上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 18 上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例 19 上島町下水道条例の一部を改正する条例 20 令和7年度上島町一般会計補正予算（第2号） 21 工事請負契約の締結について （岩城漁港岩城地区40大谷物揚場機能保全工事） 22 物品売買契約の締結について （公立学校情報機器（GIGA 端末・ChromeOS）整備事業） 23 上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について 24 上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について 25 上島町農業委員会委員の選任について 26 上島町農業委員会委員の選任について 27 上島町農業委員会委員の選任について 28 上島町農業委員会委員の選任について 29 上島町農業委員会委員の選任について 30 上島町農業委員会委員の選任について		

	31 上島町農業委員会委員の選任について 32 上島町農業委員会委員の選任について 33 インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について
その他の 題 目	1 岩城診療所早期再開に関する請願書 2 議員派遣報告について（令和7年度第1回町議会議員研修会） 3 議員派遣の件（令和7年度第2回町議会議員研修会）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 2番・議員 宮 畑 周 平 3番・議員 本 田 志 摩
会 期	令和7年9月9日～9月19日（11日間）
傍聴者数	13名（男10名・女3名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員は、全員です。

ただいまから、令和7年第3回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119号の119条の規定によって、2番・宮畑議員、3番・本田議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（前田 省二 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長、藤田議員、お願いいたします。

○（8番・藤田 徹也 議員） はい。

（藤田 徹也 議員、登壇）

○(8番・藤田 徹也 議員)

皆さん、おはようございます。（複数の「おはようございます」の声あり）

議会運営委員会の協議結果について、御報告いたします。

令和7年第3回定例会の開会にあたり、去る9月2日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日9日から19日までの11日間とし、議事日程については、お手元に配布のとおり進める、進めることに決定しました。

どうか、本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

（藤田 徹也 議員、降壇）

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、藤田議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から19日までの11日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日9月9日から9月19日までの11日間と、に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、「諸般の報告」を行います。

令和7年6月22日、大阪市において、「第33回関西岩城会総会・親睦会」へ議長が出席いたしました。6月25日、今治市において、「越智今治農業協同組合第28回通常総代会」へ議長が出席いたしました。7月30日、松山市において、「愛媛県防衛議員連盟の総会」へ議長が出席いたしました。8月11日、海光園において、「慰霊祭」へ議長が出席いたしました。8月15日、松山市において、「愛媛県戦没者追悼式」に副議長が出席いたしました。8月22日から23日まで、松山市において、「第1回全員協議会」に議長が出席いたしました。

続いて、本年6月から7月実施分の監査委員会、委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、貯金通帳、証拠書類等に照合した結果、誤りはなく、現金保管状況も適正に、適正に実施されている旨を報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆様、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

昨年9月議会行政報告でも、「今まで経験しなかった猛暑という言葉が今年も繰り返すことになり」という内容から始めましたが、これも毎年続くと異常気象とは言えなくなっているのではないのでしょうか。

上島町ではこの猛暑・酷暑対策として、昨年度から世帯全員が非課税である高齢者や障がい者で、現在居住している住宅にエアコンがない世帯を対象とした設置支援を行なっています。

また、町民の生命と健康を守ることを目的に一時的に暑さをしのぐための指定暑熱避難施設いわゆるクーリングシェルターとして5つの公共施設を指定しております。

このシェルターについては現在、一般に開放していただける店舗等民間の施設も指定しておりますので遠慮なくご活用下さい。

本日は、令和7年第3回定例会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

6月定例議会後の行政活動内容や資料についての詳細は時間の関係上、上島町ホームページ内の町長活動報告に代えさせていただき、この場においては主な事項のみを報告させていただきます。

6月21日には、日本スポーツマスターズ2025愛媛大会のカウントダウンイベントに参加いたしました。この大会は、原則35歳以上のアスリートが参加するスポーツの祭典であり、愛媛県では初めての開催となります。その中で上島町は9月20日、軟式野球の競技会場として生名スポレク野球場が選ばれています。

参加する選手は、スポーツ愛好者の中でも競技志向が高く、生涯スポーツの模範となる方々ですので、町民の皆様にはぜひ会場にお越しいただき、おもてなしを込めた応援をよろしくお願いします。

6月22日、関西岩城会、6月29日、近畿愛媛県人会と大阪で開催されたそれぞれの会に出席し、各界で活躍されている上島町や愛媛県出身の方々と久しぶりにお会いすることができました。

皆様、遠く離れてはいらっしゃいますが、それぞれの故郷を思うお気持ちに胸が熱くなるのと同時に町を預かるリーダーとして「ふるさとを守り続ける使命」に改めて身が引き締まる思いがしました。

7月1日から2日にかけて、東京で離島振興対策要望活動を行いました。

業務の間には、7月1日付で異動された国交省や総務省の上島町に関係する部署の新旧幹部の方々に対して、他部署に移動された方には、今までのご支援やご助言への感謝を意を表し、感謝の意を表し、新たに異動で来られた方には、上島町行政の方向性とPR活動を行っ

てまいりました。

7月20日投開票の参議院議員選挙においては、上島町の投票率が連続して県下1位となりました。国政に関心を持ち続け、日本の将来を決める選挙に積極的に参加していただいている町民の皆様の行動に心から感謝を申し上げます。

7月30日には、区長懇談会を開催いたしました。各地区からの要望については、それぞれ文書で回答し意見交換も行いました。秋には「まちづくり懇談会」も計画しておりますので、町民の皆様からの声を直接届けていただきますようお願い申し上げます。

7月31日、愛媛県漁港漁場協会通常総会が松山市で開催され、私は引き続き副会長に選任されましたので、今後も水産振興に力を注ぎたいと考えています。

8月1日、地域住民の皆様の新たな移動支援を目的にした上島町デマンド交通、通称「チョイソコゆめしま」の出発式を開催しました。

ご案内のように、運行エリアは、上弓削と岩城の2地域からのスタートになりますが、これらの実証実験の評価や実績によって、将来的には町内全域へのデマンド交通の展開を検討して参りますので、積極的にはご活用いただきますようお願い申し上げます。

8月2日には、ふるさと夜市に参加し、沖縄をはじめ全国各地から里帰りした懐かしい顔に出会えることができました。町内全ての島々からの参加や若者たちの浴衣姿、先輩方の明るい笑顔に幸せな気分になりました。

8月5日、初めての試みとして上島町議会主催によるこども議会が開催されました。これは、上島町のこどもたちが、議会を直接体験することで、行政や町議会の仕組みを学び、議会をより身近なものと感じてもらい、次の世代につないでいくことを目的にしています。

当日は、町内の中学生10名が議員として参加し、新鮮な緊張感が漂う中、上島町の空き家問題、医療体制、財政状況など日頃感じる身近な疑問が、一般質問として投げかけられました。

理事者側は、真剣かつ丁寧にお答えさせていただく中で、中学生の柔軟で斬新な発想や提案もありましたので、事業化を含め今後の町政に生かすよう検討してまいります。

8月18日には、沖縄県宮古島市で開催された第16回国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会離島甲子園に出席しました。開会式にも参加させていただき、堂々としたチーム代表の挨拶や誇り高い選手宣誓に、この離島甲子園が全国規模の伝統ある大会に育ったことを実感しました。

また、試合直後に球場で相手チームと交流する上島町の中学生の姿に、この大会の意義を再認識することになりました。

さて、国の来年度予算概算要求基準が8月8日に閣議了解されました。

石破首相は、先日の9月7日に退陣を正式表明されましたが、来年度予算は石破政権肝煎りの賃上げや物価高対策を含む重要政策推進枠を前年度当初予算の2割増しの2兆8,000億円を要望可能とし、更には要求段階で金額を具体的に示さない事項要求も引き続き認められています。

これらの方針により、要求総額は過去最大で、初めて120兆円を超えたことから、例年以上に厳しい予算編成が予想されます。

上島町においては、特に国民生活を圧迫している物価高、物価高騰対策には引き続き注視し、適宜適切に対応してまいります。

一方、上島町の令和6年度決算における上島町の財政状況ですが、地方公共団体の財政が健全かどうかを判断する4つの指標の中にある公債費への財政負担と資金繰りの程度を示す実質公債費比率は、14.4%となり、前年より0.7%増となりました。

増加の要因としては、令和元年最終処分場整備事業、令和2年度長崎栈橋整備事業等の償還開始に伴い、元利償還金の額が増加したこと、臨時財政対策債発行可能額が減少したこと等によるものです。

この14.4%という数値は、国が示す早期健全化基準25%や地方債を借り入れる際に県の許可が必要な団体となる18%を下回っており、健全な数値を示しておりますが、将来的に財政構造の硬直化を招かないよう、今後も地方債の新規発行抑制に努めてまいります。

また、7月29日に愛媛県より普通交付税額の決定通知があり、令和7年度の上島町への普通交付税は33億3,310万3,000円で、前年度比5,405万1,000円、1.6%増となっています。

その要因としては、地方公務員の給与改定に要する経費や地方公共団体の施設の光熱費と管理委託料の増加に対応した算定等によるものです。

なお、臨時財政対策債については、地方税収の増等による財源不足額の解消による、より、平成13年度の制度創設後初めて発行されないことになりました。

基金残高については、令和6年度において約3億円の取り崩しがありました。主な要因としては、人事院勧告に伴う給与改定及び会計年度職員の勤勉手当支給等に伴う人件費、公債費等の義務的経費の増加及び企業会計への繰出金が高止まりしていることが挙げられます。

ただ、地方債残高を令和2年度から6年度までに約30億円減らしており、厳しい中でも健全な財政運営に努めています。

今後は、これまで以上に、行財政改革に取り組むことで、町民の皆様の楽しみを持続させることはもちろん、将来の子どもたちにも明るい未来を残さなくてはなりません。

そのためにも、限られた財源の中で、安定的な行財政運営に努めるとともに、独立採算が原則である企業会計の使用料の見直しにも着手する必要があります。

特に、財源補てんのために一般会計からの多額の繰入金が必要としている下水道事業会計については、料金改定の検討が必要です。改定スケジュールについては、令和6年9月議会予算決算委員会でお示したように、今年度、今年度策定する経営戦略において、中長期の財政見通しを立てたうえで、料金水準の見直しを検討しております。今後、令和8年度に審議会の開催や議会説明、住民周知を行い、令和9年4月からの使用料の改定を行う予定としております。

このように、来年度や将来的にも町民の皆様に痛みを伴う施策を提案する場面も出てくると思われますので、議会や町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、今年の夏の甲子園が例年以上に盛り上がったように、上島町においてもイワキテック硬式野球部が躍進しています。

東京ドームで開催される都市対抗野球の四国予選決勝では惜しくも代表を逃しましたが、

イワキテック所属の吉尾捕手が四国代表 J R 四国の補強選手に選ばれました。

また、9月13日から愛媛県内で開催される全日本クラブ野球選手権大会には、四国地区代表として出場し、全国の強豪チームと対戦することになりました。

自転車新文化が提唱している理念のように、スポーツは単なる競技ではなく、健康・生きがい・友情はもちろん、感動も与えてくれます。

これからも、イワキテック硬式野球部の活躍を期待し、町民球団として応援していくと共に、町民の皆さんの生きがいを追い求めたいと考えています。

本日は、決算認定案14件、条例案4件、補正予算案1件、人事案10件、その他4件、計33件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点でご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は会議規則どおり3回までといたしますので、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分に注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめた上でされますようお願いいたします。

以上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者、通告者は、6名です。

それでは、はじめに宮畑議員の質問を許可いたします。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

(宮畑 周平 議員、登壇)

○(2番・宮畑 周平 議員)

議席番号2番、宮畑周平です。

皆様、よろしく、おはようございます。

まだまだ暑い日が続きますが、朝晩はですね、ちょっと涼しいような気温になってきておりまして、少しですね、秋の声も近づいてきたかなということで多少嬉しさも感じておる昨今でございます。

本日はですね、私の方は、国際交流の在り方についてということで一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、通告に従いまして、読みあげさせていただきます。

交通、通信、情報通信手段の発達・普及により、人やモノのモノ・情報等の交流が世界、地球規模となり、近年はさらに加速していることは言うまでもありません。

我が町においても最近では欧米、アジア、オセアニアなど世界中から多くの人々が訪れるようになってきています。ニュージーランドやイギリス、アメリカの方々が移住し、何度も繰り返し来町してくれる台湾やオーストラリアの方もいます。こうした形で、町内においては民間レベルでの交流が進み始めています。一方で、我が町は現在のところ海外との姉妹都市協定や友好都市協定といった公式の提携を行っておりません。

愛媛県全体に目を向けますと県下自治体の半数程度はそのような関係を海外の自治体と築きつつ、さまざまな国際交流の取り組みを進めております。

ちょっとずれ（宮畑議員、パネル提示）ちょっと通告からずれてしまいましたが、県内自治体ですね、姉妹都市・友好都市協定の提供状況を調べてまいりました。このような形になっておりまして、県、県庁をはじめですね、各市町様々な交流先とですね、提携を行って交流を行っております。私、特にあの注目しているのが内子町でして、内子町我が町とですね、人口規模とかですね、財政規模も非常に似ている大きさをもつ自治体ですが、もう3、40・3、40年ほどですね、町並み保存というような共通のテーマでドイツのですね、ローテンブルグ市という小さな、小さいですけども古い街並みを持つ都市とですね、交流を行っております。30年間ぐらいですね、子どもたちを海外派遣、ここの町に海外派遣してですね、を続けている取り組みを続けておりまして、私としては非常にすばらしい取り組みだなというふうに感じております。

はい、また戻りますが、このようにですね、観光振興、文化交流など、そのやり方は様々ですけども、私が特に注目したいのは、先ほど申し上げたように子どもたちの海外渡航を自治体が後押しする青少年交流事業です。子どもたち自身の国際感覚を養うと同時に、彼らが大人になった時に故郷の力として活躍することを願って実施されています。

青少年に限らず、世界を知り、さまざまな人間の生き方の形や価値観を学ぶことは、自分自身が成長するだけではなく、自分の周囲をも発展させていくきっかけになります。つまり、国際交流は広い意味でのまちづくりであり、国を超えた文化、異文化交流は住民全体の暮らしや人生を豊かにしてくれる。そのような理由から、国際交流は我が町においても長期的な視点で進めていきたい施策の一つだと考えています。

そこで、上島町における現時点での国際交流の考え方や取り組みについて、さらに海外自治体との公式連携の可能性も含め、これからの国際交流の在り方について、町長のお考えを伺います。

○（上村 俊之 町長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、上村町長。

（上村 俊之 町長、登壇）

○（上村 俊之 町長）

宮畑議員にお答えいたします。

国際交流は、上島町の観光振興や経済活動にとどまらず、子どもたちの国際感覚や多様な

価値観の育成を進める重要な施策であると認識しています。

本町は民間・大学・行政が連携して国際交流を実施しており、日台、日本台湾姉妹自転車交流事業で、「日月潭のComeBikeDay」と「サイクリングしまなみ」によるサイクリングイベント交流はその一例です。

公式な海外自治体との連携については、長い準備期間の後、平成 27 年に姉妹都市提携プロジェクトを立ち上げ、様々な段階を経て平成 28 年度に候補地イタリアの複数の町を議長と共に視察しました。当時の議会でも説明しましたが、イタリアとした根拠は、気候・産業・生産物・海と島の地理的要因・最も美しい村連合など上島町との共通点があったからです。

複数の候補地の中で「カステッラバーテ」という町と友好交流を深め、将来的に姉妹都市協定へと発展させることが有効と判断し準備を進め、日本のイタリア大使館からも招待がありました。しかし、残念ながらその年の町長選挙で、この政策を含めた私の信任を得ることができず、その後も町民からも交流事業継続の声が上がっていない状況です。もし、イタリアの「カステッラバーテ」と友好交流が進められていたら、宮畑議員が注目している子どもたちの海外渡航を自治体が後押しする青少年交流事業が、毎年実現していたのではないかと思います。ご質問にありました海外自治体との公式連携の可能性については、過去に友好交流を目前まで進めた経験があることから十分に可能であると考えています。しかしながら、町民の国際交流に対する機運醸成が高まらないかぎり、実現できないと考えています。町全体で海外自治体との交流を望む体制が整いましたら、再度、イタリアに限らず公式連携について検討し、視察で感じたように観光客の増加を主な目的とするのではなく、子どもたちや学生、社会人のコーラスや音楽グループなどの文化、サッカーや自転車等のスポーツなどにより、住民同士の交流を深める取り組みをしていきたいと考えています。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員)

ありがとうございます。

私自身は、先ほどのご答弁伺って、非常に前向きなご発言だと受け取りました。町長もですね、海外、国際交流についてはですね、価値をきちっと認めておられるというふうに私自身は、受け止めております。私もイタリアの件はですね、報告書を拝見いたしまして、承知しておりまして、内容見たところですね、実現しなかったということですが、個人的にはですね、その実現しなかったこと大変惜しいなというふうに考えています。一方ですね、今日においては、当時とはですね、10年前ぐらいですかね、当時とはまた、町の中も様相が変わっておりまして、外国人の移住者が暮らしのためにですね、こちらに選んで住む場所としてですね、こちらを選んで住んでくださる外国人の方が増えてですね、住民生活になじみながら活躍されている事、それから、インバウンドの来訪者がですね、当時と比べて全然違うぐらいですね、増えている。こんなことをはじめですね、様々な状況が、当時と異なっているというふうに感じます。ぜひ、そこでですね、町民の皆さんとともに改めて国際交流につい

て考えていきたいなというふうに考えていますが、ここで質問が2点ございます。

一つはですね、具体的なやり方として、まずは行政、議会、そして、興味のある町民の皆さん、そして、外国人の移住者の皆さん等による自由な意見交換の場を設けてはどうかというところで、そこで目的や目標設定、それから適切な相手先とかですね、どんなテーマで交流していくかのようなことをですね、話し合うところから始めてはいかがでしょうか。

それから二つ目に現在取りまとめを行っている次期総合計画というのがあると思いますが、ここに住民同士の国際交流の目標について、何らかの文言を盛り込んでいただきたいというふうに考えています。今年度までですね、現行の総合計画は、先ほど町長も申し、おっしゃっていたようにですね、自転車を中心にした国際交流等は掲げているもののですね、これはまあ観光振興が主眼となっています。先ほど町長もご答弁のようにですね、住民同士、それから、子どもたちの交流を目指した国際交流の模索、急にやれっていうのではなくてですね、それを模索していくと言ったようなことですね、明記をお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

次期総合政策、計画の明記については、私の後に担当課からお答えさせていただきます。

次に最初にあった具体的なやり方、要は自由な意見交換の場を作ってはどうかというご提案につきましては、私はその方向でやるべきであると思っております。前回、姉妹提携、まあこれからそれこそ10年後の上島町目指してスタートさせたいつもりですけども、どうも早すぎたのか、私の説明が不十分だったのか、上手くいなくて、やっと今、宮畑議員のおっしゃるように国際化、インバウンドのお客様、そして移住者を見ているとやっこの町の雰囲気もそういう方向になってきているのかなということでございますので、これについては、担当課に指示をしまして、これから姉妹提携がいいのか、どういう方向がいいのか、国際交流について、住民の立場から意見を上げていただくというような組織を作り上げていくことが肝要じゃないかと思います。もちろん、政策によっては、トップダウンとボトムアップがありまして、私、トップダウンが決して悪いとは思っておりません。というのが、情報量がすごく町長のところに入ってきますので、これから先ほど申し上げましたイタリアとの交流について約10年前の話についてもいろんな情報が入ってきておりましたので、これは進めるべきだ、ある意味、トップダウンで十分にご理解をいただけなかったということでございますのでそういう組織をつくってそこに情報を提供して、民間の組織を作って情報を提供して、さあどうするのか。どこと国際交流やったら、やるのが上島町にとっていいのか、その今、ニュージーランドの移住者も増えておりますので、ニュージーランドがいいのじゃないかなというようなご意見もあるかとは思っておりますので、町民の皆様が、から上げていただけるような方向性で進みたいと思っております。長くなりましたが、私は海外に行くこと事態、まあ時には遊びに行ってるんじゃないかというような話も聞きますけれども、私はそうは思いません。海外に行くことで或いはよそに行くことで、この上島町の良さというのが、再認識できます。特に子どもたちは、ピュアな心でございますので、海外に行くことによって、あれ私

たちの町こんなにすばらしいというところを発見していただく、それも大事なことだと思っておりますので、これから意見交換の場を設けていきたいとそのように思っております。冒頭に申しあげましたように次期総合計画につきましては、担当課からお答え、お答えいたします。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) 後藤観光戦略課課長。

○(後藤 隆宏 観光戦略課長) はい。

次期総合計画についてなんですが、確かに宮畑議員におっしゃるように今、観光振興を主眼とした交流とか外国人の方の旅客の受け入れ強化について明記しております。ただ、住民同士の異文化交流について模索すること等は、確かに追記されておられませんので、今日のご意見とかいただいたところもありますので、それを追記する方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

非常に前向きなご答弁どうもありがとうございます。私自身も実は1年間ニュージーランドに暮らしていたことがありまして、非常にあの、その体験自体良かったんですけども、やはりあの先ほど町長がおっしゃられたようにですね、うちの良さが、うち、うち、日本の良さがですね、非常に身に染みてわかりました。行ってる間はね、あんまり気づかなかったんですけども、帰ってきたらですね、非常に日本のあらゆるところがですね、本当にいい国なんだなというふうに感じた経験がございます。ということで、まああのすぐに始めるというよりは、先ほど町長がおっしゃったように少しずつ少しずつ町民の方のね、意思もお伺いしながら進めて行けたらいいなというふうに考えています。

最後にですね、教育行政の立場でですね、一度ご答弁いただきたいと思います。中でも青少年交流ですね、これはもうぜひ実現させたいなというふうに考えております。その理由はいくつかありまして、先ほど冒頭に述べた子どもたちの国際感覚を育てるというだけではなくてですね、上島町の魅力的な教育プログラム作り、また、これを材料にした移住者誘致などにもですね、効果を広げることが可能だと考えています。先ほど私もご紹介したように海外の海外経験が1年間ございますけれども、やはり先ほど言ったようにいいところが見つかるなといわゆるシビックプライドをですね、子どもたちのシビックプライドを育てるっていうような効果もあると思うんですね、で、それが結果的にですね、将来的に町を、町に係わっていただく人材を増やすという効果もあると考えます。実際にですね、先ほどご紹介した内子町では、これまでの30年間に派遣した約330名のですね、中高生派遣団の内、約1割の方がですね、町内に残って観光や行政等で国際関係の業務についている方も多いと聞いています。教育は、未来に向けての投資です。このようなこともふまえてですね、教育長としては、この青少年交流についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。伺います。

○(清水 伸 教育長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

○(清水 伸 教育長) はい。

教育は、未来に向けての投資である。まさにその通りだと思います。これからの時代、国際化が進んでいく中で、そういった、それに対応できる子どもたちを育成することが大切かと考えております。そのため、先ほどの青少年国際交流の事業についてはですね、積極的に推進してまいります。先ほど、宮畑議員さんがおっしゃったようにですね、国際交流の機運を醸成するために行政だけでなく各団体の代表者が出て自由な意見の場を設けるところが必要だと、そういった中で具体的な話をし協議していくことが大切かと考えております。

以上です。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

ありがとうございます。

そうですね、国際交流事業はですね、上島町の未来作りに非常に役立つと考えておりますが、一方ではですね、早急に実現させなければならないというわけではありません。

まずは、教育長も町長もおっしゃたように町民の住民の皆さんを交えてですね、その必要性を考えていくところからじっくりと始めたいと思っています。

また、町内に既にですね、外国人移住者の方、それからALTの先生をはじめとした国際人材がもう既にいらっしゃるから彼らの例えばお国の料理教室だとかですね、町民に向けてのトークイベント等、実はすぐにでもできる海外交流事業もあります。本格的な交流事業になってきますと派遣費用等がまとまってかかってくることも考えられます。本当に昨今、財政状況のですね、心配が非常に増している中でですね、そのためには財政面で他の事業をですね、削減する必要も出てくるかと思えます。そのようなバランスの中で、私としては交流による住民の心の、心の豊か、豊かさアップや子どもたちの未来の投資に資するこの事業への取り組みを私自身もしっかりと押してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

(宮畑 周平 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、宮下、宮畑議員の質問を終わります。

続いて、藤田議員の質問を許可いたします。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(8番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

議席番号8番、藤田徹也です。

先ほど同僚議員からの子どもたちへの投資、これ夢のあるお話、国際交流がされた中で、本日、上島町の財政に関する大変耳障りの悪い質問になりますが、よろしくお願いいたします

す。

上島町行財政運営の見通しについて、先日、上島町普通会計における基金残高の推移が公表されました。令和4年度を境に令和5年度・3億1,171万円、令和6年度・3億1,157万2,000円と基金の取り崩しを埋めることが出来ていません。特に財政調整基金に関しては、標準財政規模の1割～2割保持が適正水準とされ、1割を切ると危険水域とされています。

上島町に当てはめると適正水準基金額は、4億円～8億円になりますが、令和6年度末時点で7億7,840万4,000円となっています。減債基金・その他特定目的基金を合わせた基金全体をみても、このままでいくと5年後には、枯渇するのではないのでしょうか。私たちは、この町を次の世代に繋げる責任があります。その為にも、的を得た行財政改革がスピード感をもって確実に実行されていく必要があることは言うまでもありません。まず、基金の取り崩しが埋まらない根本的な要因をお示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

藤田議員の質問にお答えいたします。

財政調整基金は、災害など不測の事態や年度間の財源不足に備えるために積み立てる基金で、一般的に標準財政規模の10%程度が適正規模の目安と言われており、上島町におきましても、4億円以上の財政調整基金確保に努め財政運営を行ってまいりました。しかし、現時点の約8億円という基金残高は十分であると捉えておらず、今後は財政調整基金の積立強化が必要であると考えています。

令和6年度の基金の取り崩し要因は、年度途中での人事院勧告に伴う給与改定及び会計年度任用職員への勤勉手当支給等に伴う人件費・公債費等の義務的経費、物価高騰に伴う光熱費や委託料など物件費の増加や特別会計及び企業会計への繰出金等になります。

このような理由から、以前は3月の補正予算時に当初予算で取り崩していた基金を戻し入れていたのですが、戻し入れ出来なくなっている状況にあります。

監査委員意見書にもありますように、持続可能な行財政運営を行うためにも、基金残高の確保が重要な課題となっておりますので、今後も徹底した歳入の確保を図るとともに、歳出面においても既存事業や新規事業の凍結を含めた慎重な見直し、早急な料金改定等による繰出金の抑制を推進してまいります。

その際には、痛みを伴う財政改革も避けられませんので、議会や町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

主に人件費、物件費の上昇によるものということですが、人件費に関してはですね、予算

全体の中で何から手を付けるのかが、ということを優先順位を決めて慎重に考えなくてはいけないと思っています。その上ですね、町はその人件費、物件費についての対策はどうお考えなのかお示してください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

ご案内のように人件費につきましては、人数と一人頭の経費になってこようかと思います。

私の後に具体的なことに関しては、担当課からお答えをさせていただきますが、ご案内のように合併以来、職員の適正な人数に対していろいろな施策を進めてまいりました。具体的な数字は担当課からお答えしますが、合併以来、職員の数は、大幅に減少させております。途中の年度2・3年10人以上増えてはおるんですけど、それは、それでその時の政権が考えることですから私もあれこれ言うつもりはないんですけど、人数は具体的にご報告させていただきます。で、何より今、申し上げたようにちょっと難しい言葉で申しあげましたが、まず人事院勧告による職員の給与アップ、これは大きな数字です。年間最低でも1億以上、年度途中で上がってるんです。人事院勧告に従って、年度当初から遡るということになりますので、だから予算を組んでも年度途中で決まって遡るですから、こちらも計算ができないというようなことになっております。

そして、会計年度職員に関しても、もうほぼ、昔は俗にいうパート・バイトというような対応、人件費をどう抑えるかということで会計年度職員を採用させていただいていたんですけど、最近の法改正等々によってほぼ会計年度職員も正規職員と変わらない人件費、或いは条件になってきておりますので、その数字も圧迫してるというような状況でございます。先ほどご質問にありましたように人件費につきましては、あまりにも急にやると住民へのサービス低下も招きますのでこの辺は慎重にかつ大胆にやらなければならない案件だと思っております。ちょっと細かい部分につきましては、ちょっと担当課からお答えさせていただきます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、人件費についての対策についてですが、私、令和元年度から人事部局である総務課に配属になりましたが、それまで策定されてなかったですね、上島町定員管理計画、これ岩城橋開通を見越して策定いたしましてですね、適時適切な組織改編を行いながら大幅な職員総数の見直しを行ってまいりました。数字で言いますと令和元年度から7年度までですね、総数45名の人員削減を行ってまいりました。今後さらなる人員削減、当然必要になってこようかと思います非常に厳しいような状況でございます。

物件費の対策についてのご質問があったと思うんですが、こちらにつきましてもですね、物価高騰の影響等による事業費の増、当然こういうことを考慮したうえで既存事業、新規事業、こういうことの廃止や縮小、これは、もちろんなんですけどスクラップ&ビルドを徹底することによりましてですね、今後も引き続いて、住民サービスをですね、低下させないよう

に業務の効率化を図りながら計上経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

先ほどのような説明の中で物件費等に関してはですね、や、やはり統合合併、それとそのいない建物公共の建物のあり方委員会で示されたようにですね、いないものは潰していくということも必要ではないかと考えています。

人件費に関してはその人事院勧告によるもの、これは、町自体ではどうしようもできないということで令和元年から 45 名の職員の方の減少をしているということで今後も考えていくということですが、まずその念頭に置かなくてはいけないのは、やはり住民サービスの低下に繋がるかどうか、そのラインをしっかりと見極めて、ご判断いただければと思います。

そしてですね、まずは貯金のできる上島町行財政、行財政運営の体制づくりが喫緊の課題だと思います。その中でですね、令和 8 年度当初予算においては、上島町行財政運営の分岐点と位置付け、注視していきたいと思っています。特に継続事業、新規事業に関しては、根拠、目的、成果を重視、議会としても厳しい判断をしないといけない状況にあると考えています。一方でですね、幼児から高齢者まで、すべての町民への福祉の向上、充実が、維持できるまちづくり、これを目指していかなくてはいけない中で、この財政状況を踏まえ、スピード感を持って、令和 8 年度からの当初予算にどう反映していくのか。これは町長の早期政治判断、担当課への早期方向性示唆、議会への早期投げかけ、これが肝要だと思います。これに関して町長はどうお考えなのか、また改めてですね、財政健全化プランの策定はされるのか。基金が枯渇した場合、最低限の重要インフラ維持、福祉の維持ライン設定、財政状況の監視体制をどう整備していくのか、お示ください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、また今 9 月でございます。来年度予算編成は、この時ほぼ 12 月までに各担当課から上がってくることになっています。まだ正式な指示はしておりませんが、担当課には申し訳ないけれど、理由なく理由なくというか、根拠なく、といいますか、数字の上で、何%カットという指示を出そうと思っております。そうしないと、年々年々、担当課からの予算が膨らんでおりますので、厳しく対応しないとこの先 5 年後 10 年後が大変になってくという状況かと思っております。特に今、プランとして財政の改善というか、ようなお話がありました、私としては今現在でも、辛うじて、健全ではありますので、今後は、基金をプラス、増やすために、最近ではよその自治体も結構そういうプランを出しております。なかなか他の自治体も厳しくなっておるようです。ですから、基金を増やす、要は基金を強化するプランをこれから進めて参りたいと思っております。ちょっと話がずれてしまうかわかりませんが先ほどの宮畑議員からの質問も今ありましたが、だからといって、もう、原理原則論、もう、重箱の隅をつつくような予算編成をしていたんでは、夢も希望もやる気も出てきませ

るので、しっかりと財政を見直して、子どもたちや住民の方が夢を持てるような、そういった財政運営もあわせてしていきたいと思っています。それによって議会の皆様をお願いしたいことは、総論という意味では、今お話がありましたように、公共施設のあり方検討委員会で出た内容に沿って、統合していくということは議会のみ、議会の皆様にはご理解いただいているんですけど、各論になってくると、例えば保育所、体育館、集会所の各論になってくると、残念ながら、皆さん反対されます。統合反対、我が地域には残しておけというようなお話がでます。その辺も議会の皆様も町民の代表としてですね、今の財政状況を見越していただいて、先ほどから申し上げておりますように、身を切る改革、痛みを伴う改革にご協力いただきたいと思います。財政状況をしっかりしようという中で、その反面、うちの施設は残せ、これはなくするなというようなご意見が多いので、これから先の子どもたち、5年後 10 年後の上島町民のために、どうかご協力をご理解をいただきたい、そのように思っております。

○(8番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 藤田議員、最後です。

○(8番・藤田 徹也 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

私もですね、先ほど同僚議員が質問されました子どもたちへの投資、これは非常に上島町の未来を考えてしていかななくてはならない事業の一つだと思っております。一方でですね、言い方がいいか悪いかわかりませんが無駄を省く。

そして、この令和8年度、令和9年度、令和10年度このあたりのこの3年間の当初予算の行き先が上島町の将来を決めていくと思っています。で、町長もね、いろいろ考えるところが多くて、悩みどころも多いところですが、やはり先ほども申し上げましたが、政治判断、早急な政治判断、これも必要です。

そして、その判断を早く各担当課に伝える、意思を伝えるこれも非常に大事なことで思っています。

そして、議会にもそういう投げかけをしていただいたら、やはりに二元代表制の私達も片輪を担ぐものとして町の将来がどうなっていくのか、私たちの責任で真剣に考えてまいりますのでご協力皆様よろしくお願いいたします。

これをもって私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

ここで、10時10分まで休憩といたします。

再開は、10時10分からです。休憩に入ってください。

(休憩 : 午前10時03分 ～ 午前10時10分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、徳岡議員の質問を許可いたします。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

(徳岡 誠 議員、登壇)

○(4番・徳岡 誠 議員)

議席番号4番、徳岡です。よろしくお願いいたします。

本日は、近い将来、発生が確実と言われております南海トラフ地震等の災害避難時に対する町の備えについて、質問、確認させていただきます。

6月より続くトカラ列島での地震、また7月30日のカムチャツカ半島での津波を伴うM8.8の巨大地震、8月2日のインドネシアの大規模火山噴火と日本付近で大きな地震、噴火が起きております。今後の災害の予兆だと断定は出来ませんが、確認、町民周知の意味で回答願いたいと思っております。私も町のホームページにですね、掲載されている情報を確認しましたが、高齢者の多い上島町におきまして、あの大量の情報をですね、なかなかスマートフォンやパソコンでの確認作業は難しいと感じております。

そこで、先ほども言いましたが、確認と町民への周知の意味も込めまして質問いたします。

現在の上島町における災害避難時に使用できる町の備品の備蓄状況についてお尋ねいたします。水や食料、毛布等の避難時に使用できる備品等、上島町が避難用に備えている物を種類や量を教えてくださいませんか。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

(小林 俊則 消防長、登壇)

○(小林 俊則 消防長)

徳岡議員のご質問にお答えいたします。

上島町の緊急備蓄品は、国の方針に基づく「上島町防災計画」及び「上島町緊急物資備蓄計画」により、飲料水、食料については人口の1/3の3日分を用意し、各支所管轄9カ所に保管しております。

飲料水については、ペットボトルの保存水を500mlで約1,100本、2ℓで、「11,000本」の声あり) すみません、約11,000本、2ℓで6,300本、非常食については、缶詰パン、アルファ米、五目ご飯、けんちん汁、カレーをそれぞれ約6,000食です。

避難生活に供するものとしては、毛布1,212枚、段ボールベッド114個、布製の簡易ベッド24個、仮設トイレ29基、マンホールトイレに対応することができる簡易トイレ57基と凝固剤7,000個、避難所用パーテーション480枚、救急セット160人分、非常給水袋1,834枚などです。

また、その他の消耗品として、オムツ約7,000枚、生理用品約5,000枚、トイレットペーパー約7,000ロール、使い捨ての紙コップ約24,000個やどんぶり約21,000個などを備蓄しております。

以上です。

(小林 俊則 消防長、降壇)

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

回答ありがとうございます。

多いとか少ないとかは別といたしまして、どのようなものが、どれだけあるのかが分かりました。町といたしまして、町民全員分の物資等が十分に備えられれば最高なんですけれども予算や予算の都合や災害の内容によっても必要な物資等は変わってくると思いますので難しいことだと思っております。体育館や学校、公民館等の避難場所を使用する場合にはですね、ダンボール製の簡易ベット等プライバシーを確保するための仕切り板、簡易トイレ等様々な物が必要になると想定されております。6月28日の総合防災訓練で岩城地区におきましてダンボールベット等の使用状況をケーブルテレビで放送していたのを確認はいたしました。

上島町もですね、平成30年7月、西日本、西日本豪雨災害時にですね、長期断水も経験しました。その時にですね、一人5ℓの水が給水、給水車からもらうことがありましたが、水をもらうための容器がなくて困っている方がいたと記憶しております。最初にあったビニール製の袋が途中でなくなつたと覚えております。

そこで、質問いたします。長期保管のできる物資につきまして、今後の準備、購入予定等でございますでしょうか。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

今後の備蓄品の購入予定につきましては、飲料水と食糧については、保存期間を5年で統一していますので期限切れになる物について継続的に更新を行ってまいります。避難所の生活に必要な生活用品については、備蓄計画、先ほども申しました備蓄計画に基づいて整備しておりますが、今後は簡易ベットやパーテーション等の追加の計画をしているところであります。

またですね、昨日、内閣府から災害用備蓄品として推奨する物資の品目や数量などを整理した自治体向けの指針が新たに作成される方針であると官庁速報の方でありました。指針が示されましたら、備蓄計画を見直ししながら整備を図ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

回答、ありがとうございます。

少しづつでも結構ですので、災害ボランティア等経験されている町の有識者さん等の意見も参考にいただきまして、準備を進めてしていただくことをお願い申し上げます。それ

でもですね、全ての災害に対応できる物資等を町が準備することは不可能だと思っております。例えばポリタンク、ブルーシート、カセットボンベ、乾電池、簡易トイレ、水、簡易食糧等、災害時に最もですね、役に立つものの一覧等をですね、町民に示し、自己準備の協力をお願いもすることも有効だと思っております。いざという時にはもう購入できません。町民自身も準備備えは必要だと考えております。8月18日の愛媛新聞にもありましたように、全国49%の自治体が、避難、避難所のトイレの数、一人当たりの避難居住面積が基準以下との報道もありました。上島町は、基準をクリアーしていると思いますので安心しております。

また、9月2日には全国的にですね、防災計画の見直しについての記事も確認しました。

上島町も今後も引き続き、最新情報を基に最前の準備で防災対策をお願いいたします。

最後の質問です。各企業や各団体との災害支援につきまして、協力体制が決まっていることがあれば教えてください。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

各企業、団体との協定、連携については、担当の方からお答えさせていただきます。

そして、質問の途中にございました、町民各家庭の準備については、徳岡議員がおっしゃるように自主的にしっかりと備えをしていただきたい、そのように思っております。上島町としては、自治体になすべきことはしっかりと対応してまいります。時と場合によって品物が届かない場合もございますのでそのためには各家庭、各個人が備蓄していただくことのようなこともしっかりと対応していただきたい。で、それについては今後、担当課の方から改めて上島町は準備はしておりますが、各家庭でも最低、これぐらいのことは用意をしてくださいというようなお願いも何かの形で表していきたいと思っております。各企業等々の協定については、担当課からお答えいたします。

○(小林 俊則 消防長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

各企業との協力についてということですが、決まっていることとしましては、応援協定として結ばれているものについて紹介しますと生活必需物資の調達や食に関する協定といたしましては、JA越智今治、四国コカコーラボトリング株式会社、ダイキ株式会社、キッチンカー協会等と締結しております。

また、物資の運搬に関する協定といたしましては、三光汽船株式会社、家老渡フェリー、上島町内の漁業協同組合及び郵便局との締結があります。

それから、災害復旧に関する協定としましては、町内建設会社、中国電力、配管工事業協同組合、日本下水道事業団等と締結しております。

また、愛媛県と県内市町では、総合応援に関する協定が結ばれており、その他、国の機関との協定では、国土交通省、四国地方整備局と災害支援に関する協定を締結し、弓削商船とは災害時の施設利用に関することを含んだ協定を結んでおります。その他にも医療提供や動物救護、情報提供に関する協定などが結ばれており、消防活動協定を除きますと災害発生時

に活用する協定が 30 件程結ばれております。

以上です。

○(4番・徳岡 誠 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、徳岡議員、最後です。

○(4番・徳岡 誠 議員) はい。

ありがとうございます。様々な災害支援の約束事もあることが分かりました。ありがとうございます。町として準備は当然なんですけれども、私たち町民も可能な限り自分の命は自分で守ることも十分に意識しておくことも必要と思っております。各自の自主的な災害に対する備えもお願いしたいと思います。町に衣食住だけでなく、薬、輸血等の医療系の準備計画、また、孤立しやすい魚島地区等の対策もしっかりと計画していただきまして、対応していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

(徳岡 誠 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、上村議員の、基、徳岡議員の質問を終わります。

続いて、上村議員の質問を許可いたします。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

(上村 建太 議員、登壇)

○(5番・上村 建太 議員)

改めまして、おはようございます。

本日は、一議員として、そして、上島町スポーツ協会会長として、そして、スポーツを愛する、特に野球をこよなく愛する町民の一人として、質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

質問は、イワキテック野球部、町内企業スポーツチームに対する町の支援の方針と具体的施策についてということです。

イワキテック野球部は、令和 6 年 10 月に創設され、創部 1 年目の秋季大会では四国銀行を破るなど頭著な成果をあげ、離島から東京ドーム出場という夢に向け大きな一歩を踏み出しました。さらに、本年 6 月の大会では全日本クラブ野球選手権の四国地区代表決定戦まで進出し、上島町の名を広く発信しております。現在、部員 20 名が町内に在住しており、人口増や雇用促進、税収増、メディア露出による上島町の PR 等、地域にもたらす効果が期待されています。町長も 3 月の行政報告、そして本日の行政報告でも「町民球団として応援していきましょう」と発言されていますが、今後、町としてどのように支援をしていくのかについて、方針と具体策を明確にする必要があると考えます。

そこでお伺いします。今現在、イワキテック野球部を町民球団として行政・町民で支援していくことについて、町としての基本方針、支援の具体案、それとそれを踏まえた検討スケジュールがあればお示し下さい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

上村建太議員のご質問にお答えいたします。

イワキテック硬式野球部の存在は、産業やスポーツ振興のみならず、その活躍による上島町の知名度向上等、本町の活力や発展に資する多岐にわたる効果をもたらしています。

本町におきましては、イワキテック硬式野球部創設の準備段階から練習場所の確保や選手の住居についての相談を受けておりました。

その結果、公共施設使用にかかる各種調整のほか、施設使用料割引制度の充実、公営住宅への入居手続き等の協力を行っています。

また、イワキテック硬式野球部が実施している野球教室の町広報誌への掲載、公式戦への出場情報の町防災アプリでの周知など、活動への支援を実施しています。

本町としましては、イワキテック硬式野球部に限らず町の産業振興、活性化につながる団体や活動については今まで同様しっかりと支援する方針です。今後におきましても、引き続き、野球部からの要望等をお聞きし、協議を重ねるなど、公益性・公平性を確保したうえで全面的に協力していきたいと考えております。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(5番・上村 建太 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

テックさんに聞いたところ、現在、野球部寮を建設中で 16 人はそちらへ入れるということなんですが、春には部員が、12 名増える予定とのこと。引き続き住宅支援等のご協力お願いいたします。

先日、高知県春野球場で行われた都市対抗野球四国地区予選、対徳島野球クラブ戦の応援に行きました。驚いたことが一つありまして、試合進行のアナウンス、イワキテック野球部の前に必ず上島町と入ります。例えば、「1 回の表、イワキ、上島町イワキテックの攻撃は、」となるわけです。上島町の知名度向上に大変貢献をいただいていると思います。その試合に元広島カープの前田智徳さんも観戦に来られてまして、少しお話をさせていただいたんですが、テックさんの練習環境もよくご存知のようで、このチームは伸びるよと、全国にはすぐ行けるよとおっしゃっておられました。事実、後一つ勝てば、全国大会東京ドームに行けるというところまできてるわけで、町として町民の皆様へ支援に対する理解と協力、そして、上島町として応援体制づくりが急務ではないかと考えています。

そこで、伺います。町民球団と位置づけ支援していく場合、町民の関与は、どのように行っていくのか、お考えがあればお示してください。お願いします。

○(柏原 利昭 生涯学習課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、柏原生涯学習課長。

○(柏原 利昭 生涯学習課長) はい。

イワキテック野球部の活躍は、先ほど町長の答弁に、にもありましたが、町の産業振興や活性化につながる取り組みでありますので、しっかりと支援をしていきたいと考えております。町民の皆様の関与につきましては、イワキテック硬式野球部さん自ら地域行事への参加も含めまして、様々な活動の方をしていただいておりますので、ぜひ町民の皆様も温かい気持ちで迎え入れや受け入れをしていただき野球部の活躍を応援していただければと思います。

以上です。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

地域活動に積極的に参加していただいているということなのですが、ちょっと紹介させていただきますとテックさん、町長の答弁にもありましたとおり、テックさんから自ら町内の各小学校へ出向いて野球教室を開いたり、また、各地区の清掃活動には積極的に参加して、若い力を十分に、存分に発揮していただいてね、地域の人たちは大変助かっていると聞いております。

また、時には、いきなスポレクへ合宿に来ているチームに野球指導や練習のお手伝い、または交流等はかかっていただいて、大変貢献していただいていると思います。

今後は、町や地域団体とも連携してチームを地域イベント等へ招待し選手との交流や試合観戦ツアーを行うなど、ことで、行うようなことで、チームと地域住民の繋がりを深めることが、大事ではないかと思えます。イワキテック野球部さんを応援することで地域への誇りやアイデンティティが情勢され地域社会への愛着が深まる、深まるのではないかと考えております。少しあれなんです、今後このような取り組みを行うことが考えてあるのか、もし考えがあれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、計画ではございますが、予算措置がかかる部分に関しては、一企業一チームに予算をつけるのは、なかなか難しい部分がございますので、これは、慎重にやらせていただきたい。しかし、全面的に支援をするということには、変りはございません。予算措置的には、なかなか厳しい部分がありますが、できる限りのことをしていくというのが自治体としての目標でございます。ただ、上村議員がおっしゃるように私はまず住民がですね、どのようにこのイワキテック野球部の若者たちを応援していくか、これが、肝要かと思えます。先ほど申し上げ、何度も申し上げますが、自治体としては協力していきます、まいりますが、それ以上に大事なものは、民間の支援、或いはイワキテック野球部を愛する町民の心の部分だと思います。少し余分にはなりますが、スタート時点でキャプテンや選手何名かジェネラルマネージャーも町長室にご挨拶に来てくれました。その時に選手が言うのは、町長、私たちはありがたいんですと。野球ができて、そして、給料ももらえると、こんなにいい環境はないとい

うことをその若者、或いはキャプテンからお聞きしました。先日の全協でも申し上げましたが、やはりあの、直接顔を見てね、そういう話を聞くとこれは応援して上げないといけないということ、全協で申し上げたのは、留学生に対して、顔を見て話をするとこの子のために何と、何とかしないといけない、そういう気持ちがわいてまいります。どうか、議員の皆様もこのイワキテック野球部、ぜひ、お会いして話をする機会を作っていただいてですね、若者たちのために何ができるかというのも議会の立場からお考え願いたい、そのように思っております。答弁には十分になりませんでした、具体的にこれをこうするという予算措置的なものは今は具体的にはございませんが、しかし、できることからやっています。懸垂幕をはじめ、できる限りの応援をさせていただいております。

そして、今後どうするかにつきましては、冒頭に申しあげましたようにイワキテックの野球部と協議をしながら、これはできますと、これはできませんというような話を具体的に今後も進めてまいりたいと思っております。

もう1点、長くなりますが、担当課の方では、一野球部に対してやりすぎるのは公平性に欠けるのではないかというふうなお話もあります。しかし、若者たちが、この島に来て頑張ってくれている、その辺は、ある程度肝要に積極的に協力していくべきだと私は思っております。

○(5番・上村 建太 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村議員、最後です。

○(5番・上村 建太 議員) はい。

答弁、ありがとうございます。

確かにですね、公益性・公平性も保つということは、これは大事だと思います。町民球団といっても、やっぱり一つのクラブチームという位置付けもありますのでなかなか繊細なところだと思いますが、私も少し部員の方とおしゃべりをさせていただくととても礼儀正しくて、なんて言うんすかね、気分、清々しいというか、そして、何を要望しますかと聞くととにかく応援してください、応援してくれたら私たちは一番うれしいですという話をさせていただいております。こういう機会をいただいたので皆さんに関心を持っていただいてイワキテック野球部さんを応援していただけたらなと思っております。

最後に町として支援していく以上、当然、公益性・公平性も保ちながらですが、町民の誇り、地域活性化、又は青少年育成など行政として出せる根拠、そして、明確にして単なる企業支援にならないよう、町民が当事者となって仕組み作りを求め、そしてですね、最後なんです、いつの日か東京ドームで上島町出身の皆さんが一同に会してイワキテック野球部を応援する日を夢見て、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(上村 建太 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、上村建太議員の質問を終わります。

続いて、尾藤議員の質問を許可いたします。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) 尾藤議員。

(尾藤 俊輔 議員、登壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員)

皆様、おはようございます。

議席番号1番、尾藤俊輔でございます。

私は議員という立場である限りできるだけ毎回、欠かさず一般質問を行うということ、そして、町の未来につながるような提案型の質問をですね、心がけております。実際これまで、私がいくつか質問とか提案をしましたけれども町長をはじめ理事者の皆様には、真摯にご対応いただきまして、実際に形になったものもございます。改めて感謝を申し上げます。

本日もですね、町の未来を見据えた二つのテーマについて、質問いたします。いずれも町民の皆様との対話の中でいただいたご意見がベースでございます。どうぞ前向きなご答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一つ目の質問にまいりたいと思います。

一つ目、広告収入、ネーミングライツを活用とした財政基盤強化についてです。

近年、全国の自治体を取り巻く財政状況は非常に厳しくなっており、将来にわたって持続可能な行政運営を行うためにも、新たな財源の確保が喫緊の課題となっております。こうした状況の中、多くの自治体においては、公共施設や各種イベントに企業名を冠するネーミングライツの導入に加え、庁舎やホームページなどの広報媒体、さらには封筒や印刷物といった日常的に用いられる媒体を活用し、広告収入の確保を図る取り組みが進められております。これらは、単に財源を補うだけでなく、地域企業との協働や町の知名度向上・魅力の向上にもつながるものでございます。

また、SNSなどのメディアでは届きにくい層に対しても情報を届ける手段となり、町民全体への周知にも寄与します。

さらに、ネーミングライツや広告収入は、町の施策やイベントへの関心を高める効果も期待でき、地域経済の活性化や町民の町への愛着心の醸成にもつながってまいります。こうした多面的な効果を勘案すると、本町においてもネーミングライツを導入し、広告収入確保に向けての動きを強化するということは非常に有意義であると考えられます。

そこでお伺いいたします。現在の本町における広告収入等確保に向けての取り組み状況、そして今後の方向性について、町としてどのようにお考えかお聞かせください。

よろしくお願いいたします。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

(田房 良和 総務部長、登壇)

○(田房 良和 総務部長)

尾藤議員の質問にお答えいたします。

上島町における広告収入確保の取組状況としては、ケーブルテレビの広告放送や弓削港観光案内版に民間企業の広告掲載を行っています。

また、実現には至らなかったものの、町内民間企業から町営バスへのラッピング広告について相談があったことから、担当課においてバスへのラッピング広告を可能とする要綱を制定しているところです。

上島町ホームページや広報へのバナー掲載、封筒への広告掲載についても各担当課により検討しているものの、実際には広告掲載に至っていない状況です。

他に、実行委員会形式のイベントではありますが、毎年開催されるいきなマラソンにおいては、民間企業からの協賛収入を得て、幟りの製作やゼッケンへの企業名掲載、パンフレットへの企業広告、開会式等での企業紹介をすることで運営資金の一部として活用しています。

今後も貴重な自主財源を確保するために、尾藤議員提案のネーミングライツについても、需要と効果などを精査した上で、新たな広告収入の確保に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

(田房 良和 総務部長、登壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

ネーミングライツに関しまして、私もいろいろと調べてみましたけれども、例えば、愛媛県内で事例で言いますと愛媛県総合運動公園陸上競技場がニンジニアスタジアムという名称で5年間のネーミングライツの契約を1年間 2,300 万円程の契約を5年間されているというふうに聞いています。直近では、松山市ではですね、道後温泉の本館の東側の公衆トイレでネーミングライツを公募されて1件の応募が、設備関係かその会社さんだと思うんですが、契約が成立してるというふうに聞いております。実際、ネーミングライツと申しますと道後温泉とかニンジニアスタジアムとか、人が多くくるところでやることによって効果があり、広告主も募集しやすいというところで、この町で大規模なネーミングライツの契約は難しいかもしれませんが、いろんな町有施設の維持管理費、これが必要になってきます。これの捻出手段として、ネーミングライツ、或いは、壁にこう広告、今、弓削校でやってらっしゃるような形でもいいかと思うんです。スポンサーの募集といった形で検討の余地もあるかと私は考えております。例えば、トイレで言いますと町内各所には、公衆トイレがあります。これにも維持管理費がかかってきますし、今、潮湯については、いろいろ議論が、廃止の方向も含めていろいろ議論がありますけれども、例えば潮湯についてもスポンサーを募集する形で少しでも運営費にあてていけないか、そういうことも検討してはどうかというふうに考えております。このような形でですね、公共施設の維持管理、これが非常に重要ですが、手数料とか利用料とか補助金とか別の切り口の財源としてこれをぜひ、例えば、ネーミングライツとか広告収入、これを町としての一つの軸となるようにですね、例えば、目標金額を設定したりして、進めていくべきと考えますが、このあたりいかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど、部長の方から回答があつて、このようなことをしているというようなことを述べさせていただきましたが、正直十分に機能はしていない状況でございます。塵も積もればというような言葉がありますようにわずかな金額においても少しずつ積み立てていけば、維

持管理に役立つのではないかと思います。

そして、役所といえど今、民間と同じような立ち位置になりつつありますので、財源を稼いでいくということも大事であろうと思います。広告版に関してもホームページに関しても準備はできておりますが、実行には移せてないという状況でございますので、先ほど尾藤議員がおっしゃったように目標を各担当課が定めてですね、その目標に届くように今後力を入れてまいりたい、そのように思っております。

そして、部長がお答えいたしましたように、ネーミングライツといえば大きな施設という感覚がございましたが、これについては、担当部長が申し上げましたように需要と供給のバランスというのがございます。野球場にしても、私としてはいつでもネーミングライツの用意はしておるんですが、その手を挙げていただけるかどうかというところもしっかりと調べていかないといけない思っております。

さて、いろいろ申し上げましたが、上島町役所と言えど稼いでいかないと生きていけない時代になっておりますので、しっかりと今後も取り組んでまいりたいとそのように思っております。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

今回質問を通してですね、いろいろな準備があるけれどもまだ、マッチングがない。その至っていないということをお聞きできたのが非常に私としては良かったと思っています。いかにこのマッチングを今後築いていくか、作っていくかということだと思います。いきなりですね、何千万とか何億とかそういう世界ではないと思うんですね。小さなスタートであってもこの上島町として少しでもこう稼いでいこうと、歳入の部分を増やしていこうと、新しい財源を作っていこうと、そういう姿勢が町民の皆様に伝わるとじゃあ自分も協力していこうかという形で経済活動へのポジティブな影響がですね、生まれていくんじゃないかと私は考えています。実際、上島町ですね、本当にいろんなところ見回すとお金を生み出せる媒体という物が本当にたくさんあります。私もこの町に来て事業を始めましたけれども事業者、特にですね、昔から知られているわけではない、新しく事業を始めた方にとってはですね、自分の事業を知ってもらうためには、SNSとか皆さんやってますけれども、なかなか自分たちのことを知っていただくための広報活動の広告活動の選択肢がないというのが、非常に現状です。これが、上手くはまれば、貴重な財源になりますので、ぜひ、この辺りはですね、進めていただきたいと思います。特に町のホームページとか広報誌は本当に多くの方、目にしますし、幅広い幅広いですね、事業者さんも狙える狙えると思いますし、例えば、固定資産税の納付書とかでも例えばそこに不動産屋さんの広告とか司法書士さん、税理士さん、そういった広告がはまると思いますし、先ほどラッピングの話もありますけれども私も先日、町有バスに乗りましたけれども、やっぱり健康に関する情報発信もしていただいておりますけれども、何かこう、こういうイベントやってますですか、こういう企業がお店が増えたとかそういう広告があればですね、そのバスに乗った方もじゃあ今度こういう店にお出か

けしてみようかとそういうことにもつながりますし、経済が回ってくる良い流れができるんじゃないかと思いますし、サイクリングコースとかもですね、県道が多いと思うんですけれども何かサイクリングコースでスポンサー募集できたらそれも観光誘致になるんじゃないかと思います。いろんな形でですね、上島町は、チャンスがあるということを申し上げまして、質問、追加の質問ないんですけれども、私の思いを訴えさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、次の質問にまいりたいと思います。

二つ目、都市部とつながる教育施策デュアルスクールの導入についてです。

現在、上島町で進められております魚島離島留学事業は、関係人口の創出や創出や地域交流の促進において、重要な役割を果たしていると考えておりますが、さらなる施策としてデュアルスクールの導入を提案いたします。

近年、リモートワークやワーケーションの普及により、都市部に住みながら地方での生活や学びの機会を求める家庭が増えています。この背景から、上島町でも親子でフレキシブルに滞在できるデュアルスクールを導入する意義は大きいと考えます。デュアルスクールとは、都市部の方が住民票を移さず、区域外就学制度により期間を決めて地方で学ぶことができる二拠点型の教育プログラムです。これにより、仕事を持つ親も一定期間子どもと滞在でき、お試し移住や二地域居住を検討中の家庭にとって魅力的な選択肢を提供することが可能となります。

実際、近隣の今治市でもこうした取り組みが進められており、家庭の多様なライフスタイルに対応する柔軟な教育モデルとして注目されています。豊かな自然や地域コミュニティの魅力を有し、利便性が高い上島町も、都市部の家庭から選ばれるポテンシャルを十分に有していると考えます。

つきましては、本町においても、関係人口創出の一環として、デュアルスクールの導入を検討すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

よろしくお願いします。

〇(清水 伸 教育長) (挙手)

〇(前田 省二 議長) はい、清水教育長。

(清水 伸 教育長、登壇)

〇(清水 伸 教育長)

尾藤議員の質問についてお答えします。

徳島県が事業化し、デュアルスクールと名付けた、いわゆる地方移住等に伴う区域外就学につきましては、学校教育法施行令及び文部科学省通知により本町の現行運用で対応な制度ですが、現在まで移住や二地域居住に伴う保護者からの申出がなかったため実施には至っておりません。

ただ、これまでも保護者の里帰り出産や入院加療、また、教育的配慮等を理由とした区域外就学の受入れは実施しており、保護者の申立により、児童生徒の住所が存在する市町村教育委員会と本町教育委員会双方が協議し承認されれば、住民票の異動がなくても転校することが可能です。

教育委員会としましても、本制度は、お試し移住や二地域居住を検討する家庭にとって有

効な選択肢であり、上島町にとっても、関係人口の創出により移住や観光等、地域の活性化にもつながるものと考えられますので、関係部署との連携を図るとともに、学校の柔軟なカリキュラム対応を含め、充実した就学制度として推進してまいります。

以上です。

(清水 伸 教育長、降壇)

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

教育長、ご答弁ありがとうございます。

これは質問というより確認のようなものなのですが、現在要綱で小学校及び中学校校区外就学の取扱要綱があると思うんですが、特にその要綱の変更は必要なく、教育委員会さんが必要と認めた場合には認められて、そして上島町内全校が、例えば、こういう形でデュアルスクール、通学先の対象となってスクールバスも同様に利用可能というふうに考えていいもののでしょうか。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本学校教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

現在の上島町の制度、要綱等を含めて、制度で実施可能すべての小中学校で実施は可能となっております。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ありがとうございます。

現行制度でも対応可能ということで聞き、確認できたことよかったと思ってます。今治市が今ですね今治版デュアルスクールということで、結構PRで、動画とかもつくりながらですね、いろんな方に訴求していますけども制度としては上島町も受けられる状況ですけども町として、今打ち出している、積極的にPRしているわけではないという状況ですんで、なかなかこう検討してる方もですね知る機会がないイメージが、しにくいものだと思っています。今後ですね、考えられる手としては、二拠点型教育に関する相談窓口の設置、制度の周知活動によってですね、より利用しやすい環境づくりについてもですね、検討いただく必要があると思うんですが、この辺り具体的なアクションを期待することは可能なんですかその場合、空き家のあっせんとかですね。様々な、他の部署間での連携も必要になってくると思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

現行の制度で可能、法的には可能ということではありますが現実論としてはあまり打ち出していない。尾藤議員がおっしゃるように、周知されていないというのが現状でございます。

そして、今治市が今治版デュアルスクールというような名前で周知している。ここが、今行政運営というか教育分野のとらえ方の違いであろうと思います。やはり、今治市のように広く周知、外に対してお知らせをする。これも私どもの仕事の1つだと思います。受け入れ、受け入れますよというだけではなくて、こういう制度がありますというのは、周知すべきであると思っております。まさに、小中学生はあまりまだ認識はしておりませんが出産とか等々で帰ってこられて、連れ子連れ子じゃないな。ちょっとごめんなさい。ちょっと訂正訂正というか、言葉気をつけないかんですが、一緒に兄弟をどうしようかということを考えていらっしゃるご家族もいらっしゃると思いますので、その辺は上島町でも十分対応できますということ、今後周知していくべきだと思います。

そして、二地域居住においてもこの制度は有効であると思っておりますので、教育委員会のみならず、担当課と、この制度について、しっかりと打ち出して打ち出すというか、制度あるので、周知をしていくべきだと思っております。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

ご答弁ありがとうございます。

ぜひですね、上島町独自のモデルというかそういう形のあり方もですね、検討お願いしたいと思います。これ私の考えなんですけども、自治体に人が来る理由人を呼ぶためにはですね、育食住の充実が不可欠であると考えます。育とは教育、子育て環境、食とは、労働企業環境、住とは住環境ですね、不動産、交通インフラ、医療へのアクセスも含めた住環境ですね、私自身もですね、この3点を評価して、上島町に4年前に移住してきました。移住の希望者ってのは、移住したところで仕事はあるのだろうか。起業してやっていけるのだろうか、仕事はあってもですね、実際子どもが小学校になじめるだろうか、中学校になじめるだろうか。離島暮らしでどれだけお金かかるのだろうかとか、近所づきあいはできるだろうか、いろんなですね、実際に至るまでのいろんな要素のハードルがありますし、いろんな視点からまちというものを評価します。だからこそ、家族みんなですね、一定期間滞在する、このデュアルスクールのような仕組みがですね、この上島町が持つ魅力ですね、効果的に訴求する手段として、有効であるというふうに考えて私は今回提案しています。上島町としてもですね、企業の労働力の確保とか、町内の空き家対策とか、いろんなメリットがあると思います。これから日本という国がものすごい勢いで人口が減ってですね、地域間の格差、人口規模の格差、経済的な格差も広がっていくと思いますし、そんな中ではですね、この海とか港、地方のですね、田んぼや畑、山林守っていかないといけない。

そして、人が住む理由を作らないといけないということでですね、何としても若い世代がこの町に来る理由ですね、今離島留学とか、弓削校の寮とかやってますけれども、町の中に若い人が来る理由をあらゆる手を尽くしてですね、私は考えていく必要があると思っております。で、呼ぶだけじゃなくて、しっかり町に残っていただくための資格も仕掛けもですね、同時にしていかなければならないと強く感じております。このAI時代の教育がよく言われてますけれども、重要なのは子どもたちがですね、知的好奇心とか、探究心を持ち続けることが

大事だと言われています。そのためにもですね、地域や家庭環境による体験格差をできるだけ解消することが必要だと私は、考えています。

そして、離島で暮らすこの上島町の子どもたちにとってもですね、例えば、その都会の子と交流するという刺激の機会を提供することがですね、学びや成長を支える上で不可欠だというふうに考えております。長々となってすいません。もうやめますけれども上島町で暮らす方もですね、都市部から来られる方も互いにメリットがあるこの制度をですね、前向きに推進、推進していただいてですね、選んでいただいて上島町が選ばれるまちの、なるための強みの1つとしてですね、1つのアイデアとして、こういったものもですね、ぜひご検討いただきたいと思います。

以上で私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

(尾藤 俊輔 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、尾藤議員の質問を終わります。

続いて、本田議員の質問を許可いたします。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

(本田 志摩 議員、登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

議席番号3番、本田志摩でございます。

質問えっと、通告書に従って質問させていただきます。

医療福祉や教育といった生活基盤の創出による、特に若年層の人口流出が、加速する懸念について、方策の理念をお示してください。

人口減少社会にあって、過疎化や衰退の波を岩城地域の住民として強く感じるこの頃です。

若い方々からは、この町で子育てをするつもりで帰ってきたが、故郷である以外に、ここで子どもを育てる理由が見当たらなくなってきたと耳にします。実際医療は遠のき、決定事項ではありませんが、学校あり方検討委員会の方向性によりますと岩城地域の小中学校は閉じられる運びです。生口や伯方といった近隣移住の話も聞こえてくるようになりました。町内の機能の偏りは方策によって補われる必要を感じます。何を一番大切にされて、この変化に対応されていくのか。軸となる理念をお聞かせください。お願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

本田議員にお答えいたします。

私は誰よりも上島町が大好きで、ないものはないの精神を参考に豊かでやさしいまちを目指しています。

質問の内容を精査させていただくと、行政では、あらがえない案件や、一部の風評や確定していない事柄であり、町内の機能の、機能の偏りに至っては、議員の個人的な認識である

と感じています。私の行政運営の軸は、今までも将来も公平公正であり、軸の中心は町民です。

今後も上島町町民の笑顔を活力に、すべての施策に取り組んで参ります。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(3番・本田 志摩 議員)(挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

中長期計画における、特に防災面や教育分野の補正の必要も多岐に多岐にわたってくると思われますが、現状において、今後、優先されるべき考えを伺えたらと思います。

よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長) どなたですか。

○(村上 和彦 副町長) もう一度お願いします。

中長期計画にあるような、特に防災面ですとか教育分野における補正の必要性が、今後出てくる可能性を感じておりますが、現状において、優先されるべきお考えを伺えたらと思います。

○(前田 省二 議長) よろしいですか。

○(上村 俊之 町長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

防災面につきましては、先の議員からのご質問についてお答えさせていただいたように、協定も含めてしっかりと準備をさせていただいているつもりでございます。

そして、教育分野につきましても、先ほど来より、教育委員会教育長が申し上げているように、教育というのはこの町の根幹に関わる部分、将来に関わる部分でございますのでしっかりと対応させていただきたい。先ほどから予算面のことをいろいろ言っておりますが、教育、或いは防災については、お金がないからやめときましょうというような分野ではございませんので、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○(3番・本田 志摩 議員)(挙手)

○(前田 省二 議長) はい、本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

ありがとうございます。

先ほどの話にもございましたように、野球部の若い方たちたちの転入は明るい話題といえるのではないかと思います。この若い方たちにも暮らしがあり、人生設計がおわりのことと思います。家族を伴った話にもなってまいります。ぜひ、可能性を削ぐことにならないよう、モチベーションが削がれることがないように、子育て世代の当事者目線で、細やかな整備計画をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

(本田 志摩 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、本田議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

ここで、11 時 20 分まで、休憩をとります。

再開は、11 時 20 分からよろしくお願いします。

(休憩 : 午前 11 時 10 分 ～ 午前 11 時 20 分)

日程第 6、報告事項第 3 号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第 6、報告事項第 3 号、「令和 6 年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」をお願いいたします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい。坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、「令和 6 年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」資料に沿って説明させていただきます。

2 枚めくっていただき、説明資料 6 分の 1 ページをお願いいたします。

本様式は、財政健全化判断比率の状況を表す 4 つの財政指標を表示しております。表の中央部分にあります実質赤字比率と連結実質赤字比率がハイフンで表示されていますが、これは赤字がなかったことを表しています。実質公債費比率は 14.4%。下の表にあります国が示す早期健全化基準 25.0% や地方債を借り入れる際に県の許可が必要となる必要な団体となる 18%、18% を下回っております。将来負担比率は 36.5%。同じく早期健全化基準の 350% を下回っております。この 4 つの指標について、基準を下回っていることから、財政運営上は、健全な数値であったと言えます。

6 分の 2 ページをお願いいたします。

こちらは、連結実質赤字比率等の状況を一覧で表示しております。

一般会計、特別会計、企業会計の実質収支額を表示しておりまして、左側の中段辺りの実質赤字比率がマイナス 1.77%。右側の一番下にあります連結実質赤字比率がマイナス 21.93% と、どちらもマイナス数値であることから、黒字であったことを表しています。

6 分の 3 ページをお願いいたします。

こちらは、実質公債費比率の状況を表示しております。

実質公債費比率は 3 ヶ年の平均値を示すもので、令和 4 年度から令和 6 年度の平均値、中段、右端の実質公債費比率にあります通り、上島町は、14.4% となり、昨年度と比較して 0.7% の増となっております。その左側にある単年度実質公債費比率をご覧ください。令和 6 年度の単年度の実質公債費比率は約 14.58% で、前年度と比較して約 0.4% の増となっております。これは左上にある、①元利償還金の額が増加したことが主な要因です。

6 分の 4 ページをお願いいたします。

こちらは、将来負担比率の状況を表示したものです。

本町における将来負担比率は、下段の計算式によって求められます。計算式の上段、分子の額については、将来負担額 A が、上段の将来負担額の合計額、充当可能財源等 B が、中段の充当可能財源等の合計額になります。分母については、令和 6 年度の標準財政規模から、令和 6 年度に公債費等として、普通交付税に算入された額を差し引いた額となります。

その結果、令和 6 年度の上島町の将来負担比率は 36.5%。昨年度と比較して、0.8 ポイントの増となっております。これは中段の基準財政需要額算入見込み額や充当可能基金が減少したことが主な要因です

6 分の 5 ページをお願いいたします。

こちらは、公営企業会計に係る資金不足額等の状況を一覧で表しております。

上島町では、法適用企業が上水道・簡易水道・公共下水道・農業集落排水・浄化槽。法不適用企業が、船舶事業の各会計が該当となります。

いずれも資金不足比率の欄が全てハイフンで表示されていることから、資金不足は発生しておりません。

6 分の 6 ページをお願いいたします。

令和 7 年 7 月 23 日に監査委員の審査を受けまして、本書の通り、審査意見書をいただいております。

以上のように、令和 6 年度における上島町の財政健全化指標は、全ての項目において、基準内であったという結果となっております。

今後も健全な状況を維持できるよう、効率的な財政運営に努めて参ります。

以上で、報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

以上、報告がありました。

日程第 7 ～ 第 20、議案第 52 号～第 65 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 7、議案第 52 号、「令和 6 年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 20、議案第 65 号、「令和 6 年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案 14 件」を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第 7、議案第 52 号、「令和 6 年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第 20、議案第 65 号、「令和 6 年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの「決算認定案 14 件」を一括議題といたします。

それでは、議案第 52 号から議案第 65 号についての提案理由の説明を求めます。

○(藤田 直弥 出納室長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、藤田会計管理者は、どうぞ座ったまま。

○(藤田 直弥 出納室長) はい。

ただ今、議長より自席での発言をお許しいただきましたので、座って説明させていただきます。

(藤田 直弥 出納室長、着席)

議案第 52 号、「令和 6 年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第 65 号、「令和 6 年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第 233 条第 3 項及び地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

また、地方自治法第 233 条第 5 項の規定により、「主要な施策の成果に関する説明書」を併せて提出させていただきましたので、ご参考にしてください。

私の方からは、当該年度分全体の収支の結果を表した「実質収支に関する調書」により、各会計の概要を説明させていただきます。

それでは、初めに一般会計についてご説明いたしますので決算書の 224 ページをお開きください。

地方交付税が歳入全体の 56.7%を占めた歳入総額 67 億 6,442 万 1,989 円に対しまして、歳出総額 66 億 5,988 万 7,328 円で、歳入歳出差引額は 1 億 453 万 4,661 円となりましたが、このうち 10 ページ、10 ページ、11 ページに記載しております 14 件の繰越事業にかかる一般財源 3,249 万 3,000 円を控除した実質収支額は 7,204 万 1,661 円となっております。

次に、国民健康保険事業会計についてご説明いたしますので、242 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 10.6%に当たる 7,860 万円を繰入れた歳入総額 7 億 4,064 万 7,231 円に対しまして、歳出総額は 7 億 2,771 万 1,521 円で、歳入歳出差引額は 1,293 万 5,710 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、国民健康保険診療所事業会計についてご説明いたしますので、258 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 72.9%に当たる 452 万円を繰入れた歳入総額 6,197 万 2,189 円に対しまして、歳出総額は 6,149 万 7,510 円で、歳入歳出差引額は 47 万 4,679 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、へき地出張診療所事業会計についてご説明いたしますので、270 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 22.4%に当たる 100 万円を繰入れた歳入総額 447 万 928 円に対しまして、歳出総額は 396 万 4,487 円で、歳入歳出差引額は 50 万 6,441 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、後期高齢者医療事業会計についてご説明いたしますので、280 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 29.2%に当たる 4,970 万円を繰入れた歳入総額 1 億 6,998 万 9,546 円に対しまして、歳出総額は 1 億 6,882 万 8,454 円で、歳入歳出差引額は 116 万 1,092

円となっており、実質収支額、実質収支額も同額であります。

次に、CATV事業会計についてご説明いたしますので、294 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 43.4%に当たる 2,620 万円を繰入れた歳入総額 6,030 万 5,709 円に対しまして、歳出総額は 5,949 万 9,581 円で、歳入歳出差引額は 80 万 6,128 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、介護保険事業会計についてご説明いたしますので、326 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 14.2%に当たる 1 億 3,000 万円を繰入れた歳入総額 9 億 1,316 万 4,213 円に対しまして、歳出総額は 9 億 1,176 万 4,546 円で、歳入歳出差引額は 139 万 9,667 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、介護サービス事業会計についてご説明いたしますので、346 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 49.3%に当たる 2,210 万円を繰入れた歳入総額 4,484 万 4,619 円に対しまして、歳出総額は 4,460 万 7,934 円で、歳入歳出差引額は 23 万 6,685 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、魚島船舶事業会計についてご説明いたしますので、324 ページをお開きください。364 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 33.5%に当たる 6,340 万円を繰入れた歳入総額 1 億 8,929 万 1,718 円に対しまして、歳出総額は 1 億 8,862 万 8,110 円で、歳入歳出差引額は 66 万 3,608 円となっておりますが、このうち 348 ページ、349 ページに記載しています 1 件の繰越事業にかかる一般財源 5 万 3,000 円を控除した実質収支額は 61 万 608 円となっております。

次に、特別養護老人ホーム事業会計についてご説明いたしますので、382 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 30.5%に当たる 1 億 2,350 万円を繰入れ、更に特別養護老人ホーム海光園基金から 200 万円を取崩し、歳入総額 4 億 442 万 3,006 円に対しまして、歳出総額は 4 億 237 万 8,617 円で、歳入歳出差引額は 204 万 4,389 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、生名船舶事業会計についてご説明いたしますので、396 ページをお開きください。

一般会計から歳入全体の 6.8%、6.0%に当たる 1,880 万円を繰入れた歳入総額 3 億 1,184 万 9,736 円に対しまして、歳出総額は 3 億 443 万 8,665 円で、歳入歳出差引額は 741 万 1,071 円となっており、実質収支額も同額であります。

次に、上水道事業会計についてご説明いたしますので、398 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入が 2 億 4,120 万 7,529 円であるのに対して、支出は 2 億 1,827 万 5,175 円となりました。

次に 400 ページをお開きください。

資本的収入は 0 円で、資本的支出は、1,848 万円となっております。

次に 402 ページの 2、損益計算書をご覧ください。

経営成績につきましては、1 の営業収益と 3 の営業外収益を合わせた総収益が 2 億 2,329 万 9,902 円となり、2 の営業費用と 5 の特別損失を合わせた総費用 2 億 204 万 7,632 円を引

いた 2,125 万 2,270 円の当年度純利益が生じました。

これに、前年度繰越利益剰余金を加えた結果、当年度末処分利益剰余金は 3 億 917 万 5,127 円となり、右側 403 ページの 4 剰余金処分計算書の末尾に記載していますように、全額を翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

なお、404 ページから 419 ページにかけて貸借対照表、事業報告書及びキャッシュフロー計算書などを添付しておりますので、後ほどご参照してください。

次に、下水道事業会計についてご説明いたしますので、422 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、ですが、収入が 4 億 6,125 万 5,310 円であるのに対して、支出は 4 億 5,860 万 4,247 円となりました。

次に 424 ページをお開きください。

資本的収入は 5,121 万 7,089 円で、資本的支出は、1 億 9,019 万 9,352 円となっております。

次に 426 ページの 2 損益計算書をご覧ください。

経営成績につきましては、1 の営業収益と 3 の営業外収益を合わせた総収益が 4 億 5,218 万 2,410 円となり、2 の営業費用と 4 の営業外費用及び 5 の特別損失を合わせた総費用 4 億 5,187 万 1,245 円を差し引いた 31 万 1,165 円の当該年度純利益が生じ、当年度末処分利益剰余金となり、右側 427 ページの 4、剰余金処分計算書の末尾に記載していますように、全額を翌年度繰越、繰越利益剰余金として計上しております。

なお、428 ページから 448 ページにかけて貸借対照表、事業報告書及びキャッシュフロー計算書などを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、簡易水道事業会計についてご説明いたしますが、決算、決算書に誤りがございましたので、別冊の「令和 6 年度簡易水道事業会計歳入歳出決算書」によりご説明いたしますので、1 ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出ですが、収入が 6,528 万 2,369 円であるのに対し、支出は 6,310 万 5,787 円となりました。

次に 3 ページをお開きください。

資本的収入は 2,000 万円で、資本的支出は、3,778 万 5,747 円となっております。

次に 5 ページの 2 損益計算書をご覧ください。

営業成績につきましては、1 の営業収益と 3 の営業外収益を合わせた総収益 6,481 万 5,516 円となり、2 の営業費用と 4 の営業外費用及び 6 の特別損失を合わせた費用 6,263 万 8,934 円を差し引いた 217 万 6,582 円の当該年度純利益が生じ、当該年度末処分利益剰余金となり、右側 6 ページの 4 剰余金処分計算書の末尾に記載していますように、全額を翌年度利益、翌年度利益剰余金として計上しております。

なお、7 ページから 20 ページにかけて貸借対照表、事業報告書及びキャッシュフロー計算書などを添付しておりますので、後ほどご参照ください。

最後に、本書、歳入歳出決算書の 471 ページ以降は、財産に関する調書及びその他の附属書類を添付しておりますので、これも後ほどご参照ください。

以上をもちまして、令和 6 年度上島町一般会計・特別会計及び公営事業会計、合わせて 14

会計の決算の概要説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

提案理由の説明がありました。

ここで、代表監査委員の村上委員に監査報告をお願いしたいと思います。

(村上 修 監査委員、登壇)

○(村上 修 監査委員)

それでは、令和6年度上島町一般会計・特別会計並びに公営企業会計の決算監査の結果を報告します。

監査意見書。地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年度上島町一般会計歳入歳出決算書・特別会計歳入歳出決算書、上水道事業会計決算書、下水道事業会計決算書並びに簡易水道事業会計決算書を審査した結果、収支とも正当と認めます。令和7年7月24日。上島町長、上村俊之様。上島町監査委員、村上修。同じく上島町監査委員、徳永貴久。

次に、決算の概要について報告します。令和6年度上島町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び定額資金運用状況審査意見書の1ページ、第2の令和6年度決算の概要をご覧ください。

最上段にありますとおり、全会計の決算総額は、昨年対比9.8%減の95億3,320万円となっております。

2ページをご覧ください。本決算についての所見及び改善・検討事項について記載をさせていただきましたが、所見1件を提案しております。所見につきましては、町税である町民税、固定資産税や国民健康保険税の徴収率は、前年度に引き続き、納税者の皆様のご協力により愛媛県下でも高い徴収率となっております。

3ページをご覧ください。一般会計歳入につきましては、前年度に実施された大型建設事業が終了したことにより、昨年対比7.5%減の67億6,442万円となっております。

4ページをご覧ください。歳出につきましては、合計で66億5,988万円、昨年対比7.8%減で、翌年度繰越明許費を加味すると実質執行率は95.1%で、適正に執行されていると認定いたしました。

6ページをご覧ください。特別会計への、特別会計への繰入金につきましては、5億5,850万円で、昨年に比べ大幅に減少しています。これは、令和6年度から公共下水道事業等4特別会計が公営企業会計に移行したことが要因であり、これらを除いた対昨年、対前年対比は1.1%増となっております。

7ページをご覧ください。財政構造につきましては、実質公債比率は14.4%、将来負担比率は36.5%、資金不足比率の資金不足はございません。財政力指数は0.15で前年度と同様の数値となっております。

9ページをご覧ください。基金につきましては、主に財政調整基金と減債基金の取り崩しにより3億9万円減少しております。

次に、上水道事業、上水道事業会計です。令和6年度上島町上水道事業会計決算審査意見

書、5 ページをご覧ください。別表 1 にありますとおり、税抜き収益的収入決算額 2 億 2,329 万円で、昨年対比 0.4%の増に対し、収益的支出決算額は 2 億 204 万円で、昨年対比 6.6%の減となりました。この結果、経常収支比率は 110.5%と前年度と比べ 7.6%増加し、当年度純利益は 2,125 万円を得ることができました。

7 ページ、貸借対照表をご覧ください。当年度未処分利益剰余金 3 億 917 万円は、公共的必要剰余金として翌年度に繰り越されます。

また、8 ページにあります経営健全化審査につきましては、資金不足率はマイナスとなっており、経営は良好な状態と認められます。今後とも、安心安全、そして安定的な給水の確保を図るとともに、経営を安定させ、企業会計としての目的が達成されるよう、一層の努力をお願いいたします。

次に、下水道事業会計です。令和 6 年度上島町下水道事業会計決算審査意見書、5 ページをご覧ください。別表 1 にありますとおり、税抜き収益的収入決算額 4 億 5,218 万円に対して、収益的支出決算額は 4 億 5,187 万円となりました。この結果、経常収支比率は 101.1%、当該純利益は 31 万円を得ることができました。この金額が、当年度未処分利益剰余金となり、公共的必要剰余金として翌年度に繰り越されます。

また、8 ページにあります経営健全化審査につきましては、資金不足率はマイナスとなっており、経営は良好な状態と認められます。しかし、一般会計からの補助金により資金不足を補っている現状を踏まえると、今後とも、更なる経営改善に取り組み、経営の健全性確保に努めるよう、一層の努力をお願いいたします。

最後に、簡易水道事業会計です。令和 6 年度上島町簡易水道事業会計決算審査意見書、5 ページをご覧ください。別表 1 にありますとおり、税抜き収益的収入決算額 6,481 万円、収益的支出決算額は 6,263 万円となりました。この結果、経常収益比率は 104.0%、当年度純利益は 217 万円を得ることができました。この金額が、当年度未処分利益剰余金となり、公共的必要剰余金として翌年度に繰り越されます。

また、8 ページにあります経営健全化審査につきましては、資金不足率はマイナスとなっており、経営は良好な状態と認められます。しかし、一般会計からの補助金により資金不足を補っている現状を踏まえると、今後も、更なる経営改善に取り組み、経営の健全性確保に努めるよう、一層の努力をお願いいたします。

終わりにりましたが、7 月 22 日から 24 日まで昨年度の決算審査を行うにあたり、各課長をはじめ、担当者から格別のご配慮をいただきましたことを、に感謝申し上げ、監査報告を終わります。

○(前田 省二 議長)

はい。提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

ここで村上監査委員には、退席していただいてもよろしいでしょうか。

(複数の「異議なし」の声あり)

はい。ありがとうございます、それでは村上監査委員さん、ありがとうございます。退場をしてください。

○(村上 修 監査委員)

(村上 修 監査委員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第52号から議案第65号については、予算決算委員会に付託して、審議することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

従って、議案第52号から議案第65号については、所管の予算決算委員会に付託して、審議することに決定いたしました。

よって、本日ここでの質議は省略いたします。

少し時間が早いんですが、ここで昼の休憩といたします。

再開は、13時、1時から再開いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 : 午前 11 時 54 分 ～ 午後 12 時 58 分)

日程第 21、議案第 66 号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第21、議案第66号、「上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第66号、「上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

提案理由といたしましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例を整備する必要が生じたのでこの案を提出するものです。

それでは、改正内容について説明いたしますので、2ページめくっていただき、参考資料、新旧対照表をご覧ください。

第1条及び第2条、別表区分欄の軸である「投票管理者」を「投票所の投票管理者」、「期日前投票管理者」を「期日前投票所の投票管理者」、「投票立会人」を「投票所の投票立会人」、「期日前投票立会人」を「期日前投票所の投票立会人」にそれぞれ改めるとともに、それぞれの区分の報酬額について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部、一部を改正する法律の改正内容に合わせて、報酬額の改正を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第66号、「上島町投票管理者等の報酬支給条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 67 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第22、議案第67号、「上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 住民課長) （挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい。梨木住民課長。

○(梨木 善彦 住民課長) はい。

議案第67号、「上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律第 18 条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞い金の支給に関する事項を調査・審議することを目的に、上島町災害弔慰金等支給審査委員会を設置することに伴い、関係規定を整備する必要性が生じたため、この案を提出するものです。

主な改正内容について説明いたします。

参考資料、新旧対照表の 2 分の 1 ページをお願いいたします。

目次の第 5 章を新たに、災害弔慰金等支給審査委員会とし、第 16 条において、災害弔慰金及び災害障害見舞い金の支給に関する重要な事項を調査審議するため、支給審査委員会の設置に関し規定するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）
はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第67号、「上島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第68号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第23、議案第68号、「上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○（黒瀬 智貴 農林水産課長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、黒瀬農林水産課長。

○（黒瀬 智貴 農林水産課長）

それでは、議案第68号、「上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

提案理由は、本条例の精査に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたので、この条例案を提出するものです。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料の新旧対照表をお開きください。

第5条の指定管理者の管理の期間において、条文中「3年間」を「5年間」に改めます。

これは上島町の指定管理施設のうち、体験研修施設知新館のみ、指定管理期間が3年間であることから、他の施設と同様に5年間とし、安定した維持管理を図るため改正するものです。

なお、この条例は施行の日から施行いたします。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○（前田 省二 議長）

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第68号、「上島町体験研修施設条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第69号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第24、議案第69号、「上島町下水道条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(茂木 昭彦 公営事業課長)(挙手)議長。

○(前田 省二 議長) はい、公営事業課長。茂木か。

○(茂木 昭彦 公営事業課長) はい。

議案第69号、「上島町下水道条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、国土交通省で定める市町村の下水道条例の制定に関する事務の参考となる標準下水道条例の一部を改正されたことから、災害その他の非常の場合における、排水設備工事に関する規定を整備する必要があるため、この案を提出するものです。

それでは、条例の内容について説明いたしますので、2分の1ページの新旧対照表をお開きください。

2条は、「法第21条の第2項の」のの字をとって、「法第21条第2項」に改めます。

6条は、排水設備等の新設と、等の工事は、規則で定める軽微な工事を除き、町の指定を受けた指定工事店でなければ行ってはならないと規定されていましたが、災害、その他非常の場合において、町が他の市区町村の指定工事店に行わせる必要があると認めるときに、他の市区町村の指定工事店が行えることを追加します。

21条の4は、次の2分の2ページをご覧ください。

第7号の条文中の道路法とだけ表記していたものに、制定年月日を追記し、正しい表示に改めます。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、第、議案第69号の説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「ありません」の声あり)

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第69号、「上島町下水道条例の一部を改正する条例」を採決いたします。お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第70号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第25号、議案第70号、「令和7年度上島町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長)(挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第70号、「令和7年度上島町一般会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。
予算書の1ページをお願いします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,700万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「令和7年度9月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が4,900万円。特別会計、及び企業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、町債を財源として、新規事務事業の計上及び既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、地方特例交付金マイナス10万1,000円。

次に、地方交付税1億9,110万3,000円。これは、普通交付税です。

国庫支出金253万3,000円。これは、社会保障・税番号制度システム整備費補助金です。

県支出金1,851万円。これは、離島生活航路維持・確保対策事業費補助金等です。

繰入金マイナス1億7,100万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金195万5,000円。これは、前年度繰越金です。

町債600万円。これは、防災施設整備事業債です。

以上、4,900万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の4ページ「第2表 地方債補正」をお願いいたします。

被災者支援連携システム構築事業の実施に伴い、防災施設整備事業債の追加をいたしました。

以上により、限度額の総額を補正前8億1,100万円から8億1,700万円に変更するものです。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1)の離島生活航路維持・確保対策事業は、架橋や燃料高騰等の影響を受けた航路事業者を支援するため、愛媛・広島両県及び関係自治体が欠損額の一部を補助するもので、金額は2,400万円です。

(2)の岩城診療所設備整備事業は、岩城診療所の再開に向けて、駐車場用地及び医療機器を購入するもので、金額は658万2,000円です。

(3)の緑ヶ丘団地インターホン設備更新工事は、消防設備点検により、住宅用火災警報装置等の更新を行うもので、金額は600万円です。

(4)の被災者支援連携システム構築事業は、県内市町と共同導入する罹災証明を迅速化するシステムを構築するもので、金額は667万7,000円です。

3番目として、その他、経常・投資経費の変更を要するにいたりしました。

以上で、議案第70号、「令和7年度上島町一般会計補正予算(第2号)」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

説明が終わりました。

今回の補正予算につきましては、議会運営委員会において、予算決算委員会への付託は行、行わず、本会議において審議を行うことに決定しておりますので、議案第70号、「令和7年度上島町一般会計補正予算(第2号)」の審議をいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(10番・濱田 高嘉 議員)(挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

ちょっと飛びますけども、13ページの補助金が226万5,000円上がっておりますけども、本年度の当初予算ではですね、合計でしますと、2,562万4,000円上がってまして、この補助金の項目の中には入っていないので、新しい補助金ということになるのかなと思いますけども具体的にこれは、この9月議会で補正に上げてくるということは、事業者からそういう要望等々があって、計上されると思うんですけど具体的にどのような、畜産といっても、豚とか牛とか、そういうことだと思いますけども、教えていただきたいと思います。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)(挙手)

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) はい。

本事業は、畜産施設等の整備改修、並びに堆肥製造にかかる作業機械の取得支援を行うことで、畜産担い手の生産基盤強化及び畜産経営の収益力向上を目的とした、県の補助事業でございます。

この度、町内の畜産事業者が県の事業採択を受けることに伴い、予算計上するものでございます。

内容につきましては、豚舎の屋根の改修と堆肥切り返し作業機械ホイルホイールローダーの購入となっております。

以上です。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(10 番・濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員)

それではですね、12ページの診療所の駐車場土地購入ということは理解できます。これは何台分なのかと、それからその下にあります診療所用備品ということで、539万円ですか、計上されてますけど、ちょっとこの辺の中身といいますかね、備品というと備品何なんでしょうけども、先ほど部長は医療機器というふうに説明されましたけども、医療機器と備品はちょっと違いますので、もし、その辺わかれれば教えていただきたいと思います。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

まず、駐車場についてですがちょっと何台分かってちょっと難しいんですけども114.16平米を購入予定としております。(「16平米」濱田高嘉議員の声あり) 114平米。はい。いいません。備品購入費につきましては、医療機器で現在想定しているものが血液検査の機器であるとか、超音波の検査機器であるとか、ていうようなものの購入を予定しているところでございます。

○(10 番・濱田 高嘉 議員)

はい、わかりました。

先ほど部長のいったように医療機器という話だったら理解できるんですが、備品ってここにメニューに書いてますので、備品で630万ですかね、530万ほど上がってますんで、備品じゃあちょっと金額多いなと。

また、先生もまだ決まってないのに、備品のあれこれ今の時点で予算計上はどうかなというふうな思いがあって、質問いたしました。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか質問。(「ありません」の声あり)

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり)

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第70号、「令和7年度上島町一般会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第26、議案第71号、「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬農林水産課長。

○(黒瀬 智貴 農林水産課長)

それでは、議案第71号、「工事請負契約の締結について」説明をいたします。

次の通り、請負契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的 岩城漁港岩城地区40大谷物揚場機能保全工事。
- 2、契約の方法 一般競争入札、総合評価落札方式。
- 3、契約金額 5,819万円。
- 4、契約の相手方 愛媛県越智郡上島町、五島建設株式会社。

提案理由は、岩城漁港岩城地区40大谷物揚場機能保全工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号、並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

参考資料をご覧ください。

3分の1ページは、施工箇所、位置図、3分の2ページは、平面図、3分の3ページは、標準断面図となります。

当該施設は、定期点検結果により、床版及び梁の欠損やひび割れ等により、施設健全度が低下し、機能保全対策、対策が必要であることが判明したため、今年度において機能保全対策工事を行います。

補修方法といたしましては、図面の通り、主に断面修復工と、ひび割れ注入工となります。

財源につきましては、補助率60%の国の水産物供給基盤機能保全事業費補助金と補助裏に、交付税措置率70%の過疎債を充当いたします。

また、最後には、入札結果一覧表、工事請負契約書を添付しておりますので、ご確認願います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第71号、「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 72 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第27、議案第72号、「物品売買契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(山本 勝幸 学校教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、山本学校教育課長。

○(山本 勝幸 学校教育課長) はい。

議案第72号、「物品売買契約の締結について」説明いたします。

次の通り、物品売買契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的 公立学校情報機器 (GIGA端末ChromeOS) 整備事業。
- 2、契約の方法 随意契約。
- 3、契約金額 1,663万2,000円。
- 4、契約の相手方 愛媛県今治市、四国通建株式会社、株式会社でございます。

提案理由といたしましては、GIGAスクールGIGAスクール用端末購入事業について、物品売買契約に付するため、地方自治法第96条第1項第8号、並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

それでは内容を説明いたしますので、4枚目の参考資料の1ページをお願いします。

このたびの端末購入につきましては、令和2年度に導入しましたGIGAスクール用端末を更新するものでございます。この端末更新に係る購入に関しましては、愛媛県GIGAスクール推進協議会が行う端末共同調達に県下9市8町1事務組合が加入しまして、県が取りまとめるところにより、国費である公立学校情報機器整備費補助金の対象となること、また安価で購入できるというメリットを生かしたものでございます。

次の2ページをお願いします。

これは、県による入札結果表であり、端末の共同調達を一般競争入札により、落札したもので、この落札金額のうち、次の3ページをお願いします。こちらが、本町分315台の積算内訳となっております。この内訳によりまして、本町と落札業者が随意契約を締結するものでございます。

最後の4ページ5ページにつきましては、購入予定の端末の機種と概要資料を添付しております。機種及び基本的なソフトウェアに関しましては、現有機と同等品を選定しまして、児童生徒がスムーズに移行できるよう、更新する予定でございます。

なお、議案の2ページ目、3ページ目に物品購入契約書の案を添付しておりますので、ご参考にしていただけたらと思います。

以上、簡単ですが、説明を終わります。終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第72号、「物品売買契約の締結について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28 及び 29、議案第 73 号及び議案第 74 号

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第28、議案第73号及び日程第29、議案第74号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同様の人事案件でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第73号及び日程第29、議案第74号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は一括、一括議題といたします。

それでは、2件あわせて提案理由の説明を求めます。

○(上村 俊之 町長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それでは、議案第 73 号及び 74 号を一括説明させていただきます。

提案理由は、上島町固定資産評価審査委員会の委員2名が、令和7年11月18日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものです。

同意を求める委員は、魚島地区在住の中村一義氏、岩城地区在住の森本隆人氏の2名で、両名とも継続の委員でございます。

それぞれ略歴も添付しておりますので、参考にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、こちらは起立による採決とすることに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

はじめに、議案第 73 号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決します。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、中村一義氏を選任することについて、同意する方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第73号は、同意することに決定いたしました。

続いて、議題、議案第 74 号、「上島町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案のとおり、固定資産評価審査委員会委員に、森本隆人氏を選任することに同意する方は御起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立全員です。

よって、議案第74号は、同意することに決定いたしました。

日程第 30～37、議案第 75 号～議案第 82 号

○（前田 省二 議長）

お諮りいたします。次の日程第30、議案第75号、75号から日程第37、議案第82号までの「上島町農業委員会委員の選任について」の 8 件は同様の人事案件でありますので、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

それでは、日程第30、議案第75号から日程第37、議案第82号までの「上島町農業委員会委員の選任について」の 8 件は、一括議題といたします。

それでは、8 件併せて、8 件の提案理由の説明を求めます。

○（上村 俊之 町長）（挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、上村町長。

○（上村 俊之 町長） はい。

議案第75号から82号を一括説明させていただきます。

提案理由は、上島町農業委員会委員の任期が令和 7 年10月30日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、委員の選任について議会の同意を求めるものです。

同意を求める委員は、議案第75号、田中一富氏。第76号、仲平まゆみ氏。第77号、

古川泰弘氏。第78号、砂川勝利氏。第79号、小西佳子氏。第80号、青木俊樹氏。第81号、村上穂氏。第82号、山上耕司氏の8名です。

それぞれの略歴については、添付しておりますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。本件は人事案件であり、上島町議会申し合せ事項⑩により、質疑と討論を省略して、直ちに採決に入ります。この採決は、記名投票で行いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

議場の閉鎖を命じます。

（事務局長 議場閉鎖）

ただ今の出席議員数は11名（議長を除く）です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に本田議員、徳岡議員を指名いたします。

○(前田 省二 議長)

投票用紙を配ります。

（※事務局長、投票用紙の配布・議席順に配布）

○(前田 省二 議長)

念のため、申し上げます。

各議案の候補者について、賛成の方は、判定欄に「○」、反対の方は「×」と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は「否」とみなします。

○(前田 省二 議長)

用紙の配布もれはありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。配布もれなしと認めます。

○(前田 省二 議長)

投票箱を点検いたします。

（事務局長、投票箱（蓋・箱の順）に点検、議長・議席の方に向け、何も入っていないことを確認してもらう）「異常なし」と認めます。

ただ今から投票を行います。事務局長が「議席番号と氏名」を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長、点呼・投票）

1番、尾藤議員。2番、宮畑議員。3番、本田議員。4番、徳岡議員。5番、上村議員。6番、濱田和保議員。7番、徳永議員。8番、藤議員。9番、亀井議員。10番、濱田高嘉議員。11番、藏谷議員。

○(前田 省二 議長)

投票もれはありませんか。（複数の「ありません」の声あり）

はい。「投票もれなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。本田議員、徳岡議員、登壇して開票の立ち会いをお願いいたします。

（本田議員、徳岡議員、登壇）

事務局長、投票箱を開け、開票を行ってください。

（事務局長、投票結果が出次第、投票結果を議長へ渡す。）

（本田議員、徳岡議員、降壇）

○(前田 省二 議長)

投票の結果を報告いたします。

まず、議案第70号、第75号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、有効投票のうち賛成11票、反対0。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第75号は、同意することに決定しました。

続いて、議案第76号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、無効投票、有効投票11票、無効投票0、有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第76号は、同意することに決定いたしました。

続いて、議案第77号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票10票、無効投票1票、有効投票のうち賛成10票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第77号は、同意することに決定いたしました。

続いて、議案第78号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第78号は、同意することに決定しました。

続いて、議案第79号の投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第79号は、同意することに決定いたしました。

続いて、議案第80号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第80号は、同意することに決定いたしました。

続いて、議案第81号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票、有効投票のうち賛成11票、反対0票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第81号は、同意することに決定しました。

続いて、議案第82号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票 9 票、無効投票 2 票、有効投票のうち賛成 9 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成が多数です。従って、議案第82号は、同意することに決定、決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(事務局長、議場開鎖)

日程第38、議案第83号

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第38、議案第83号、「インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 83 号、「インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

提案理由は、インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定期間が令和 8 年 3 月 31 日をもって満了となる為、新たに指定管理者を指定する必要がある為、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の候補者ですが、上島町公の施設指定管理者選定審議会の審議結果通り「株式会社エムアンドエムサービズ」を候補者とし、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとしております。

また、参考資料として指定管理者指定申請書、事業計画書及び収支予算書等を添付しております。

以上、議案第 83 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第83号、「インランド・シー・リゾート フェスパの指定管理者の指定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立全員です。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程39、請願第1号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第39、請願第1号「岩城診療所早期再開に関する請願書」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

はい。御異議なしと認めます。

従って、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員である本田志摩議員、説明をお願いいたします。

本田議員登壇を願います。

(本田 志摩 議員 登壇)

○(3番・本田 志摩 議員)

岩城診療所早期再開に関する請願書。

請願の趣旨、岩城診療所の早期再開に向け、診療所に常駐する医師を早期に招致することをはじめとするあらゆる手段を講じること。

請願の理由、本年春より今日まで、岩城診療所の医師、医師不在が続いており、特に高齢住民の医療受診が、非常に困難な状態になっています。医療に関する、安心安全が遠のくことは、世代を問わず、住民にとって生活の質の低下に繋がります。この生活基盤の再建のために、町は、より一層手段を尽くすよう、町長には1,109筆の署名簿を添えて、町民有志が請願書を提出いたしました。議会においても、問題解決のための意見書を理事者に提出していただきたく、地方自治法124条の規定により請願するものです。

令和7年8月26日、上島町議会議長、前田省二様。有志代表、岡野英二。紹介議員、本田志摩。

申し添えになりますが、今般のことは、今現在の住民福祉の問題であるだけでなく、5年先、10年先の重要な岐路を指し示しています。全国的な医師不足や医師の都市部集中のご時世にあって、この町の隅々に医療を届けるためには、この町らしく、ICT活用を進めることや、この町らしい在宅医療を考えるなど、多角的な挑戦と連携が必要なときを迎えております。今回のたくさんの声その起点となり、事態改善へと前進させることを願っております。

議員の皆様におかれましては、多くの住民の方の思いへの共感と早期改善の後押しとなるご判断をお願いいたします。

以上です。

(本田 志摩 議員 降壇)

○(前田 省二 議長)

ただ今説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）

はい。質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、請願第1号、「岩城診療所早期再開に関する請願書」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方はご起立願います。

はい。起立全員です。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第40、報告第10号

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

日程第40、報告第10号、「議員派遣報告について」を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます。

よって、日程第40、報告第10号、「議員派遣報告について」を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の通り、報告書が提出されて、されております。

報告第10号、「令和7年度第1回町^村議会議員研修会」以上で、議員派遣報告を終わります。

日程第41、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

日程第41号の「議員派遣の件」を議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

はい。御異議なしと認めます

よって、日程第41を議題といたします。

本件につきましては、主催者から提出案内がありましたので、出席案内がありましたので、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「令和7年度第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、「令和7年度第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(前田 省二 議長)

本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「令和7年度、6年度各会計歳入歳出決算認定案14件」については、9月18日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配布したいと思います。

お諮りいたします。

本日は、これで散会することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。本日は、これで散会いたします。

（起立、礼）

ご苦労様でした。

ありがとうございました。

（了）

（令和7年9月9日 午後2時58分 散会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前 田 省 二

署名議員 宮 畑 周 平

署名議員 本 田 志 摩